

賜へるにて連姓ムラシカガネの人に<sup>ナ</sup>大連と云號を賜へると同じと記傳に云へり、和名抄に大臣をオホイマウチキミとあるは後の制なり蓋し後には官名となりしなり、又歴史記に始置棟梁之臣成務天皇改立大臣之號とあるに依れば素よりの官名にてありしならむ○大國小國とはたゞ國々と云ことを文コトに云るのみなり、次なる大縣小縣も同じ○定賜云々國造とは國造の事は上に出つ定賜は此時初めて定賜ふには非ず是より前にも有つれども此時に更に廣く多く定賜へりしなるべし、さて國造とのみ云て、是に同類の君、直、別、稻置なども包カケたりと知るべし○國々之堺とは書紀に<sup>カキリチ</sup>隔山河而分國縣隨阡陌以定邑里とあり此時初めて定賜ふには非ず、元よりも國々の界限は有りしならむを此御世に慥に定め賜ひしなり○大縣小縣は縣々と云むが如し、アガタは上り田にて、元は畑ハタのことなり田と云ふは水田火田の統名にて其中に火田を上田とも云ふ水田よりは高く上りたる田なり、さて此に云へる縣は諸國にある朝廷の御料の地を云ふなるを後には

彼漢國の縣ケンと云に當る程の地をは凡て某縣と云ことになれるなり、其後孝徳天皇の御世に至て縣と云ひしほどの地を郡と名けたり、標註には<sup>アガタ</sup>願地か<sup>アガタ</sup>願字の轉かと云へり○縣主は朝廷の御料の縣を掌れる者の號なり、是も此時始めて置れたるに非ず、かの國造を定賜へると同じことなり、此名は神武天皇の御世より有し物なり

天皇御年玖拾伍歲御陵在沙紀之多他那美也、

御年九拾五歲は書紀には一百七歲とあり大御父天皇の四十六年立爲太子二年二十四とあるに依らば九十八歲なり水鏡に百九とあり或書には九十八ともあり何れども多少の差あり定めかたし○沙紀之多他那美は諸陵式に、<sup>サキ</sup>狹城盾列池後陵云々在<sup>サキ</sup>大和國添下郡とあり池、後とは池の北邊なるべし諸陵式に神功皇后の御陵を<sup>サキ</sup>狹城盾列池上陵とあり此二の御陵、今超昇寺村の西北方に在て、西なるは成務天皇、東なるは神功皇后と申して間近しと其成務天皇の御陵は里人石



塚と云、其西方に山陵村と云あり宮内省にて定められたるは此山陵村なり

帶中日子天皇坐穴門之豐浦宮及筑紫訶志比宮治天下也此天皇娶大江王之女大中津比賣命生御子香坂王忍熊王又娶息長帶比賣命是大后生御子品夜和氣命次大靱和氣命亦名品陀和氣命此太子之御名所以負大靱和氣命者祈所生時如靱穴生御腕故著其御名是以知坐腹中定國也此之御世定淡道之宮家也

此天皇后の御謚を仲哀天皇と申す○穴門は長門國ある事上に云へり○豐浦宮は長門國に豐浦郡あり此地あり、書紀に六月天皇泊豐浦津云々九月興宮室于穴門而座之是謂穴門豐浦宮とあり今長府と云へり○訶志比宮は筑前國糟屋郡に香椎加郷あり此地なり、志を須と云は後の訛なるべし、書紀に八年春正月

定國ノ定字諸  
本中ニ作ル而  
メ左多幸ト訓  
ム古訓本定ニ  
作ル可トスベ  
依リ之ヲ正ス

幸筑紫云々居檀日宮とあり、三代實錄に香椎庶とあり、此地に御社あり○大江王、大中津比賣命共に出つ○香坂王、忍熊王の香坂も忍熊も上に云へる如く地名あるべし、大和國添下郡に押熊村あり是なるか、さて例に依るに忍の上に次の字あるべきを脱たるか○息長帶比賣命は上に出つ、さて例に依らば娶息長帶比賣命生御子云々とあるべきに娶と言斷たるは此大后は其功績の高かりし故ならむ○品夜和氣命の品夜は地名か但し弟王の品陀と近きを思へば品は共に同じ稱名にて夜と陀とを以て分たる御名あらむか和氣の意は上に云へり、書紀には次娶來熊出造祖大酒主之女弟姬生譽屋別皇子とあり傳の異なるなり○品陀和氣命は書紀に譽田別尊と書り品陀は地名にて河内國古市郡に譽田地あり是あり、御若かりしと其地に居住しなるべし○初所生時の初とは即ち生坐し時を指て云ふ○如靱穴生御腕の腕は和名抄に腕、和名太々無岐一云字天とあり、靱は上に出つ、穴は肉の古字なり、此は御胎中より此御肉の有て



生坐るなり、書紀應神卷に既産之矣、生腕上其形如輶、是下肖皇太后、  
 爲雄裝之負、輶故稱其名謂譽田天皇とあり、此は謂大輶別尊  
 とあるべきを、亦御名と紛れたる誤傳へなり又右の文の次に細書に上古時俗  
 號輶謂褒武多焉とあるは彼誤傳を辨へずして推當に注せられたるひがことな  
 り上代より輶は登母とのみこそ云れホムダと云しことは無きをやと記傳に云へ  
 り〇知坐腹中定國也は三韓國を指て云ふあり、書紀應神卷に初天皇  
 在孕而天地祇授三韓既産云々また神功皇后卷に神託の言に汝不得  
 其國唯今皇后始之有胎其子有獲焉とあり、蓋三韓のみならず後に天津日嗣知  
 食すべし事にも係れり〇淡道は淡路國なり、屯家の事は上に云へり  
 其大后息長帶比賣命者當時歸神故天皇坐筑紫之詞  
 志比宮將擊熊曾國之時、天皇上控御琴而建内宿禰大臣  
 居於沙庭、請神之命、於是大后歸神、言教覺詔者、西方有

國、金銀爲本、目之炎輝種種珍寶多在其國、吾今歸賜  
 其國爾、天皇答曰、登高地、見西方者、不見國土、唯有大  
 海、謂爲詐神、而押退御琴、不控默坐、爾其神大忿詔、凡茲  
 天下者、汝非應知國、汝者向一道、於是建内宿禰大臣白  
 恐我天皇猶阿蘇婆、勢其大御琴、自阿至、爾稍取依其御琴  
 而、那麻那麻邇、此五字、控坐故未幾久而、不聞御琴之音、即  
 舉火見者、既崩訖、

當時は其の時と云が如し此は西國に坐々し頃を云ふ〇歸神は神の託着り坐るな  
 り〇天皇上控御琴は今熊曾を伐ち賜はむことの吉凶を神に問はし給ふの神事な  
 らむ、凡て上代には何事を爲賜ふにも先神の御心を問はして其命を承て行ひ賜  
 へることなり、琴の名義は請音の意ならむ〇沙庭は清塲の切りたるにて神の御命



を請ふために齋清めたる由の名なり、書紀に爲<sub>ス</sub>審神者<sub>ニ</sub>とあるは清庭に候<sub>サ</sub>人<sub>ヲ</sub>を云へるなり ○請<sub>ニ</sub>神之命<sub>ト</sub>とは吉凶を問<sub>ヒ</sub>奉<sub>リ</sub>て傳<sub>ヘ</sub>賜<sub>ハ</sub>む御言<sub>ヲ</sub>を乞<sub>ヒ</sub>求<sub>メ</sub>奉<sub>ル</sub>るを云ふ ○言<sub>ハ</sub>事の言<sub>ハ</sub>事なり ○西方<sub>ニ</sub>有<sub>リ</sub>國<sub>ト</sub>とは新羅<sub>ニ</sub>韓<sub>ニ</sub>を云ふ ○金<sub>ハ</sub>和名抄<sub>ニ</sub>に和名古加禰<sub>ト</sub>あり名義<sub>ハ</sub>黄金<sub>ナリ</sub> ○銀<sub>ハ</sub>和名抄<sub>ニ</sub>之路加禰<sub>ト</sub>あり名義<sub>ハ</sub>白金<sub>ナリ</sub> ○目之炎耀<sub>ハ</sub>字<sub>ノ</sub>如<sub>ク</sub>見榮善<sub>キ</sub>なり ○押退<sub>ハ</sub>俗<sub>ニ</sub>に押遣<sub>ト</sub>と云<sub>フ</sub>に同じ ○獸坐<sub>ハ</sub>母陀<sub>ト</sub>は牟陀<sub>ト</sub>と通<sub>ヒ</sub>て徒然<sub>ナル</sub>意<sub>ナリ</sub> ○向<sub>ニ</sub>一道<sub>ニ</sub>は幽冥<sub>ニ</sub>に向<sub>ヘ</sub>よとのことにて死ねどなりと記傳<sub>ニ</sub>に云<sub>フ</sub>と標註<sub>ニ</sub>に神<sub>ノ</sub>御教<sub>ヲ</sub>を承給<sub>ハ</sub>ずば思<sub>ハ</sub>し寄せたる方<sub>ニ</sub>に徹<sub>シ</sub>給<sub>ヘ</sub>との意なりと云<sub>フ</sub>と勝<sub>ル</sub>べく思<sub>フ</sub> ○恐<sub>ト</sub>は神<sub>ノ</sub>御命<sub>ヲ</sub>を信<sub>ジ</sub>給<sub>ぬ</sub>を畏<sub>ミ</sub>て申<sub>ス</sub>なり ○大御琴<sub>ハ</sub>た<sub>ク</sub>御琴<sub>ナル</sub>を大御<sub>ト</sub>は天皇<sub>ニ</sub>に白<sub>ス</sub>語<sub>ナ</sub>ればなり ○阿蘇婆勢<sub>ハ</sub>彈賜<sub>ヘ</sub>と云<sub>フ</sub>が如<sub>シ</sub>、アソバセはアソベを延<sub>ル</sub>たる古言<sub>ニ</sub>にて敬語<sub>ナリ</sub> ○稍取依<sub>ハ</sub>漸<sub>ク</sub>に押退<sub>テ</sub>ありしを取<sub>リ</sub>依<sub>セ</sub>賜<sub>ム</sub>を云<sub>フ</sub>、稍<sub>ハ</sub>速<sub>ナ</sub>らざるなり ○那麻那摩邏<sub>ハ</sub>生々<sub>ナリ</sub>生<sub>ハ</sub>物<sub>ノ</sub>未<sub>ダ</sub>満<sub>タ</sub>ざるにてナマ強<sub>ク</sub>のナマも同<sub>シ</sub>、此<sub>ハ</sub>御心<sub>ニ</sub>に進<sub>ミ</sub>給<sub>ハ</sub>ぬを云<sub>フ</sub> ○

海理ノ埋字諸  
本理ニ訛ル今  
延本中臣本山  
校本古訓本校  
訂本ニ從フ本  
上通下通諸本  
既ス今眞本延  
本古訓本ニ從

未<sub>ニ</sub>幾久<sub>ニ</sub>而<sub>ハ</sub>幾程<sub>モ</sub>無<sub>ク</sub>と云<sub>意</sub>なり ○既<sub>ハ</sub>俗<sub>ニ</sub>に、ヤと云<sub>意</sub>なり  
爾<sub>レ</sub>驚<sub>キ</sub>懼<sub>ル</sub>而<sub>シ</sub>坐<sub>シ</sub>殯<sub>宮</sub>、更<sub>テ</sub>取<sub>リ</sub>國<sub>ノ</sub>大<sub>奴</sub>佐<sub>而</sub>、而<sub>シ</sub>二<sub>種</sub>三<sub>種</sub>求<sub>メ</sub>生<sub>メ</sub>剗<sub>ル</sub>  
逆<sub>カ</sub>剗<sub>ル</sub>阿<sub>離</sub>溝<sub>埋</sub>屎<sub>戸</sub>上<sub>通</sub>下<sub>通</sub>婚<sub>マ</sub>婚<sub>牛</sub>婚<sub>雞</sub>婚<sub>犬</sub>婚<sub>之</sub>罪<sub>ニ</sub>  
類<sub>爲</sub>國<sub>ノ</sub>大<sub>祓</sub>而<sub>シ</sub>亦<sub>建</sub>内<sub>宿</sub>禰<sub>居</sub>於<sub>沙</sub>庭<sub>請</sub>神<sub>ノ</sub>之<sub>命</sub>於<sub>是</sub>教<sub>覺</sub>  
覺<sub>之</sub>狀<sub>具</sub>如<sub>先</sub>日<sub>凡</sub>此<sub>國</sub>者<sub>坐</sub>汝<sub>命</sub>御<sub>腹</sub>之<sub>御</sub>子<sub>所</sub>知<sub>國</sub>者<sub>也</sub>  
也

驚<sub>懼</sub> 是天皇<sub>ノ</sub>之<sub>忽</sub>に崩<sub>リ</sub>給<sub>フ</sub>を驚<sub>キ</sub>神<sub>ノ</sub>御<sub>崇</sub>を懼<sub>ル</sub>むあり御<sub>殯</sub>宮<sub>ハ</sub>假<sub>宮</sub>を云<sub>フ</sub>ア  
ヲ<sub>キ</sub>ノ<sub>ア</sub>ヲ<sub>ハ</sub>鑊<sub>璞</sub>など<sub>ノ</sub>ア<sub>ヲ</sub>にて新<sub>に</sub>死<sub>た</sub>る<sub>に</sub>て何<sub>ト</sub>も爲<sub>あ</sub>へぬほ<sub>の</sub>意<sub>ナ</sub>  
り、キ<sub>ハ</sub>慕<sub>ノ</sub>キ<sub>に</sub>同<sub>じ</sub>、されば新<sub>に</sub>死<sub>て</sub>葬<sub>り</sub>もせざる間<sub>始</sub>く遺<sub>骸</sub>を收<sub>め</sub>お<sub>く</sub>處<sub>ニ</sub>  
をア<sub>ヲ</sub>キ<sub>と</sub>云<sub>フ</sub>、天皇<sub>を</sub>お<sub>と</sub>にはそ<sub>を</sub>ア<sub>ヲ</sub>キ<sub>ノ</sub>ミヤ<sub>と</sub>申<sub>せ</sub>る<sub>あり</sub>、又<sub>書</sub>紀<sub>を</sub>お<sub>と</sub>に殯<sub>を</sub>  
モガリと訓<sub>め</sub>る<sub>は</sub>喪<sub>上</sub>にて黄<sub>泉</sub>に罷<sub>る</sub>の反<sub>對</sub>を云<sub>へ</sub>る<sub>なり</sub> ○國<sub>ノ</sub>大<sub>奴</sub>佐<sub>ノ</sub>國<sub>ハ</sub>次<sub>に</sub>  
國<sub>ノ</sub>大<sub>祓</sub>とある國<sub>と</sub>同<sub>く</sub>國中<sub>と</sub>云<sub>フ</sub>ことあり、ヌサ<sub>ハ</sub>神<sub>ニ</sub>手<sub>向</sub>る<sub>物</sub>をも云<sub>フ</sub>、また



祓に出す祓物ハヒモノをも云、名義は禱布佐チキフサにて事を乞禱コヒテウとて出す由なり、フサは麻アサなり古は麻を主として神に手向け祓物にも出したるあり○取トリとは郷々戸々より祓物を出さしめて取るを云、かくして其國中の人民の身々の罪穢を祓ひ清むるなり○生剝逆剝イキハキサカハキの生剝は生ながら皮を剝ハなり、逆剝は尾の方より首の方へ逆サカサマに剝故なりと記傳には云はれたれども上卷の天石窟戸の段にへへるが如く逆剝は尾の方より剝にわらずして、生きたる者を皮剝くが故に逆サカサマふを以て云ふなり標註にも生ながら剝くに逆サカサマさまなる業なりと云へり○阿離溝埋アハナミヅウマは書紀神代卷に春、則ソレ重播種子キキキ且毀ミタ其畔ナチンアチ云々一書に春、則ソレ填渠毀畔ミツウマヘナチとある是なり○尿戸は上卷に尿麻理ウラマ散チラシキとある是なり戸は借字にてへりのりを省きたるありとて生剝より是までは大祓詞に國津罪とある罪なり○上通下通婚オヤココトメケは大祓詞に已母犯罪オノセハ、オカセツツ、已オノ子犯罪セハ、母オノ與子犯罪セハ、子オノ與母犯罪セハ、ある罪の名目にてタハケとは交合まじさ人に交通あり字鏡に奸セハ犯婚也太波久オハハケと見ゆ○馬婚ウマケ、牛婚ウシケ、鶏婚トリケ、犬婚イヌケは此等の畜類は人、家に養てある

故に奸セハけし者も有りしならむか○罪類ツミシノカとは凡てツミはツ、ミの切まりたる言にて諸の凶事アノキを云ふ、ツ、ムはツ、シムと一つなるをツ、シムは凶事アノキあらせしとする方に云、ツ、ムは凶事をあらはさしと隠カケす方に云、凶事のみならず穢禍ケガレワザハヒを皆ツミと云なり、類はかく擧カキたる條々のみに肩カキらす餘にもなほ多かるを包カキ云ふ言なり○種々クサクサ求モトは國中の人等の犯したることあるを探り求むるを云大祓詞に許詞コト太タ久ク乃ノ罪ツミ出武イケムとあるは是之○國之大祓クニノオホハヒは上に云ふ如く國中クニノウチ悉コトクの祓なる由なり、さて祓の事は重き神制なる故に上下一般に行はれたるを中世浮屠の爲に妨サマシげられたるを明治二年に六月十二月に行ふべきの布告ありて曆の表にはあるも一般に行ぶ者のなきは歎はしき慨しき事なり○亦は復マタ再ヒなり請コト神之命カミノイヒまでへ係れり○具ツグサニは全くと云むが如し○汝命は太后を云ふ○所サト知國者シラクニナリ也ナリは治らすへき國を云ふ即ち天皇となるべきとなり

爾建内宿禰ニキハヤヒ白シラカ恐オソ我大神坐其神腹之御子何子歟オホカミイハラニカミノハラニミコハナニミコゾコトヘナリヒハハク答詔コタヘノミコト



男子也、爾具請之、今如此言、教之、大神者、欲知其名、即  
 答、詔是、天照大神之御心者、亦底筒男、中筒男、上筒男、三  
 柱大神也、此、時、其、三、柱、大、神、之、御、名、也。今寔思、求其國者、於天神地祇、亦  
 山神及河海之諸神、悉奉幣帛、我之御魂、坐于船上、而眞  
 木灰納瓠、亦箸及比羅傳、此、三、字、多、作、皆、皆、散、浮、太、海、以、可、度。

我大神とは今神託あらせられたる神に對ひて申す詞にて、我大君など申すに同じ  
 ○其神腹の其字は坐、字の上にあるべきの意にて見へし坐、神腹其御子と云意  
 なり、其神と云にはあらず、神御腹とは今此大后には神の著りてませば其御身は  
 即ち神の御身なるを以てなり○何子歟は皇子か皇女かと問ひ奉る由なり○底筒男、  
 中筒男、上筒男三柱大神は上に出つ、さて此に御心者となきは上なる御心を此へ

も響かせたるならむか○註に此時云々は此度の事に主と坐が故なり○悉奉  
 幣帛は外國を征討せんとならば天神地祇を始め山河海の諸神を祭るべきを諭し  
 給ふなり、臨時祭式に遣蕃國使時祭云々惣祭天神地祇於郊野云々とあり今も  
 外國に遣はさるゝ使臣は賢所參拜を仰付らるゝは此故なり、幣帛の事は上卷に  
 出つ○我之御魂は三柱大神のなり○船上は御軍の船中なり○眞木灰は書紀に  
 被此云磨紀と見え、和名抄に被木、名作柱埋之、能不腐者也日本紀私記云々  
 末木とある此か灰は和名抄に灰波比とあり○瓠は和名抄に瓢瓠也、匏也、可爲飲  
 器者也、和名奈利比佐古また杓、斟水器也、和名比佐古とあり、ヒサコは本瓠の名  
 なりしが水をくむ器に作るに依りて木にて作れる杓をも同くヒサコと云ふより瓠  
 をはナリヒサコと云ひしならむか、ナリヒサコは蔓になる故の名なり俗にヒシヤ  
 クと云はヒサコの訛りなり、シヤクはヒシヤクの略なり、杓字の音には非ず○  
 比羅傳は書紀神武卷に作葉盤八枚、盛食饗之葉盤此云毘羅耐と見え大嘗祭式



に凡供神御云々並居葉梳スウクボチナクサ覆以笠形葉盤ヒラテナ比良豆云々など見ゆ、ヒラテはクボテに對ひたる名にて淺く平なる由ありクボテ共に葉を刺合せて作れる物ありクボテは形の窪く深き物なり、後世の膳部に坪平を云は此のクボテヒラテの轉れる名ならむオハニツクリテ多作オハニツクリテとは真木灰よりかゝれり○散浮は記傳に抑も此物をもと如此爲ることは如何なる故何の爲と云こと知がたし、さるは當時にはよく知れたる事なりしか又は神の御はからひなれば本より其所以は知がたき事ありしか云々と按ふに船の海中を恙なく渡の祝事なるべし

故備如教覺整軍雙船度幸之時海原之魚不問大小悉負御船而渡爾順風大起御船從浪故其御船之波瀾押騰新羅之國既到半國於是其國王畏惶奏言自今以後隨天皇命而爲御馬甘每年雙船不乾船腹不乾施機共與天地無退仕奉故是以新羅國者定御馬甘百

國王ノ王古訓  
本至ニ詠ル諸  
本ニ從フ

國王ノ王諸本  
主ニ作ル今山  
校本中津校本  
校訂本ニ從フ

濟國者定渡屯家爾以其御杖衝立新羅國王之門即以墨江大神之荒御魂爲國守神而祭鎮還渡也  
備は上の具に全し○整は呼立る意なり、万葉に齊流鼓之音者また調流海人之呼聲などあるにて知るべし、ト、ノへは漢文に整其旅と有るを取りたるに非ず我國ノ古言なり○雙船は船を連並べてなり○順風は書紀に大風順吹とありオヒカゼは負風の義なるべし○從浪は浪のよせもてゆくに任せてなり○新羅は字音を用ゐたるなるべし○半國は國の半分まで浪に没たるよし○國王は漢籍北史また通典に百濟王號於羅瓊百姓呼爲健吉支夏言並王也と云り○御馬甘は上に馬甘と見え書紀雄略卷に典馬此云于麻柯里と見え飼部馬飼などあり○船腹は兩旁より下、水に没る處をかけて云○不乾は乾く間もなく御貢物献らむの由なり○施機は和名抄に機使舟捷疾也和名加遲また檣棹竿刺船竹也和名佐乎、また施正船木也楊氏漢語抄云舵船尾也或作楫和語云多伊之どあ



り然れば梅はタイシにて今世に云梶なり楳は今云臙またカイの類あり祝詞考に古歌に多伊之を詠まず佐素加邇と詠るは多伊之は句調かなはざればなりとあり○百濟は三韓の一なり北史に初以百家濟因號百濟とあり○渡屯家は海を渡りゆくを以て云なり、屯家の事は上に云へり○御杖は書紀には所杖矛とあり、古の矛は種々ありて木のみにて身なきものあれば杖とも云ひしならむ○門は垣門の略○墨江大神は上に見えたる三柱、大神なり、此大神を墨江に祠られたるは此より後なれども後の名を以て語り傳へるは常の事○荒御魂は和魂に對ひて云ふ書紀に和魂服王身而守壽命荒魂爲先鋒而導師船と見えたり此れにて二魂のさまを知へし○國守神は韓國を鎮めて背くことなく遠永く皇朝に服ひ朝貢るべく護り賜ふ神となり○祭鎮は今まで御船、上に令坐奉しを社を建て其處に鎮坐しめ給ふなり○還渡也は新羅國より海を渡り還り坐しを云ふなり、さて此三韓征伐を漢學者などはかにかくに論へどこは神の御心にて人智の測り知るべき

にわらず、且つ此大后の雄々しき氣象、男子も及ばざるなり、後人能く鑑みて國威發揚に勉むべし

故其政未竟之間其懷妊臨產即爲鎮御腹取石以纏御裳之腰而渡筑紫國其御子者阿禮坐阿禮二故號其御子生地謂宇美也亦所纏其御裳之石者在筑紫國之伊斗村也

其、政とは韓國御征伐の事を云なり、此は未だ渡りまさぬ前の事を立返り云ふなり○未二竟之間は未だ果し遂げざる程にと云意なり○懷妊臨產の事はいたした新羅國に渡り坐さりし前なり○爲鎮は韓國征討の事竟て還るまで勿生れまさしめそと祝ひ賜ふなり○取石は占あへるに因て石を取て鎮めの具とせられたるなり、万葉に依れば肥前國彼杵郡平敷と云地の石ありと○纏御裳之腰は其石を帶などの如き物以て御裳の腰に結ひつけ賜ふを云なり、此御裳は御下裳なり、

伊斗ノ斗諸本  
計ニ作ル今神  
谷本延本古訓  
本ニ從フ



これ鎮め祝の爲行あらむ○渡筑紫は韓國を征定して還り渡り來てを云なり○阿禮坐は生れ給ふなり○謂宇美と云は生れ給ひし處を云ふ、書紀應神卷に生於筑紫之蚊田とあれば其處の舊名は蚊田ならむ此時改めたるならむ、今も筑前國糟屋郡に宇瀨村ありて宇瀨神社もあり○伊斗村は筑前國怡土郡あり是なり、今深江と云ふ地に鎮懷石と稱て社ありと

亦到坐筑紫末羅縣之玉島里而御食其河邊之時當四月之上旬爾坐其河中之磯拔取御裳之系以飯粒爲餌釣其河之年魚其河名謂小河亦其磯名謂二勝門比賣也故四月上旬之時女人拔裳糸以粒爲餌釣年魚至于今不絶也

筑紫末羅縣は筑紫は九國の總名と見るべし、和名抄に肥前國松浦萬豆郡とある是之、縣は古へ末羅も御縣にてありしならむ○玉島里は通證に在松浦郡、濱崎驛

細註勝門ノ勝  
本縣ニ作ル  
今古本本校訂  
承ニ從フ

南半里許と云へり○到坐は御船發より前に別に筑前より筑後を経て此地に幸し、事のありしなり、然るを此記に此に記したるは前事を追て別に記せる物なり○其河邊は万葉に松浦川とも玉島川ともよめる是なり○磯は書紀に石上とあり古へは石を伊蘇とも云へり此の磯は借字にて石ならむ○餌は和名抄に餌以食誘魚鳥也、和名惠とあり○年魚は和名抄に鮎本草云鱈魚蘇敬注云一名鮎魚和名安由云々春生夏長秋衰冬死故名三年魚とあり○小河の小は必しも小さき由にハ非ず稱云辭なり、小田、小野、小濱なども同じ○勝門比賣は書紀に此時太后祈ひ給ひし事あれば其意以て、新羅に勝賜へる由にて後に名けたるならむ、門は處の意か比賣は尊みて稱たるならむ○女人云々は此大后の御故事を思奉りて殊更に然する事のありしなるべし

於是息長帶日賣命於倭還上之時因疑人心一具喪船御子載其喪船先令言漏之御子既崩如此上



敗於之於、眞  
本古訓本出ニ  
作ル今諸本出ニ  
訂本ニ從フ

幸之時、香坂王忍熊王聞而思將待取進出於斗賀野爲宇  
氣比獵也爾香坂王騰坐歷木而是大怒猪出掘其歷木  
即昨食其香坂王其弟忍熊王不畏其態興軍待向之時  
赴喪船將攻空船爾自其喪船下軍相戰此時忍熊王  
以難波吉師部之祖伊佐比宿禰爲將軍太子御方者以丸  
邇臣之祖難波根子建振熊命爲將軍故追退到山代之時  
還立各不退相戰爾建振熊命權而令云息長帶日賣命  
者既崩故無可更戰即絕弓絃欺陽歸服於是其將軍既  
信詐弔弓藏兵爾自項髮中探出設弦一名云三宇更張追  
擊故逃退逢坂對立亦戰爾追迫敗於沙沙那美悉斬其軍  
於是其忍熊王與伊佐比宿禰共被追迫乘船浮海歌曰伊

奢阿藝布流玖麻賀伊多豆淤波受波邇本杼理能阿布美  
能宇美邇迦豆岐勢那和即入海共死也

因疑人心とは香坂忍熊王の不服なり、或は其に服従して争はんも測りがた  
しとなり○喪船は櫃を載たる船なり○一具は船一艘を設くるなり此は實は偽り穢  
ひ成したるなり○御子は品陀別命神なり○令言漏は隠せる事の顯はれたる狀に  
云へせしなり○待取は待迎へて擊取なり○斗賀野は書紀仁德卷に夜毎自三兔餅野  
有鹿鹿鳴云々と見えまた攝津國風土記に雄伴郡有夢野云々昔者刀我野有牡  
鹿云々故名此野曰夢野などある野なり、此の雄伴郡は何なるか和名抄に西  
成郡に雄惟郷ある惟字は寫誤にてこれ古へは郡にして雄伴と云ひしか○宇氣比  
獵は書紀に祈狩とありて曰若く有成事必獲良獸とある意なり、一首の占事と  
見えたり○歷木は書紀にクヌギと訓めり、字鏡に樞樸同久沼木とあり樞樸は同物に非  
クヌギは今もクヌギとも云木なり○騰坐は其樹の上に坐すなり○而是は此まゝ



にては語つゝかず、脱文あるか若くは是字は見の誤りならむかど記傳に云へり○怒猪は俗に云手負猪なり其の怒り狂ふ狀に依て云ふ○昨食は書紀に昨而殺焉とあるが如し○不畏其態とは祈狩にかくなるは甚も不吉なれば畏むべきに猶畏ます軍を興すを云ふ○待向は迎の意なり○空船は御子は彼舩ひたる喪船に坐せば坐すべき御船は空船なり、そを實の御船と思ひて攻破らむとするなり○下軍は喪船のさまに装ひて隠し乗せ置たる軍士を陸に下すなり○難波吉師部は此難波は吉師部の郷里を云ふ、姓には非ず吉師部は姓なり、此姓は地名より出たるか今も攝津國島下郡に吉志部村あり是かはた吉志舞より出たるか○伊佐比宿禰は書紀に五十狹茅宿禰とありイサチは勇都比の切りにて都は助辭、比は彦姫などの比ならむか○太子は此御子は大御父天皇は御復に坐すときに崩坐して胎中天皇とさへ申せば生坐ては固より天皇に坐けれども未だ幼く坐して大御母天下の政所聞看て坐せば猶姑く日嗣御子と申し奉りしなり○御方は太子の方を稱へて云ふ○九邇

臣の事は上に出つ○難波根子建振熊命は難波は地名を云根子と云名の例は上孝に云り、建振熊は守部の説に健古組の義にて猛くして古く久しき組子を率ゐ掌れる命の由に解り○追退は太子の軍の忍熊王の軍を追ひ退くるなり○還立は追はれて退きしが留りて又軍立して還向ふなり○各不退は兩軍相對して退かぬなり○弓弦は弓のツルなり、和名抄に弦、由美都流とあり○藏兵は兵器を藏むるにて刀を鞘に入れなごするを云ふ○頂髪中は髪を揚たるをタキと云ひ、其揚て集たる髪を束たるをフサと云ふ、されば頂髪は後に云本取のことなり、今俗にタフサと云は古言の略りたるなり○設弦は豫て隠くし設けたる弦を云ふ○註に一名宇佐由豆留とは掛替に儲置弦なり、此宇佐由豆留は常に所持るべきもの、上の設弦は敵を欺きて殊更に設けたる者なれば自ら異なるべきも註に一名とあるはかくして持たるを宇佐由豆留と云ふ者なりと知せたるなり○逢坂は山城と近江の堺にて今大津の西なる阪路なりと、書紀に追之適遇于逢坂以破故號其處二曰二



逢坂とあり ○沙々那美は冠辭考に近江國志賀郡なる伎麻サナマてふ地にて其處の大名なる故に其邊の所には冠カらせたるなりと、伎サは小竹なり浪ナミは借字にて靡ナミの意なり ○伊奢阿藝イサアギは率吾君イサアギなり、伊奢は人を誘サツひ起す詞にて此は結トギの迦豆岐勢那イサアギと云へ係カれり、阿藝は臣をも子をも、又は對カヒては吾君を呼ワガキこと常なり、此は伊佐比宿禰を詔ミコトノコトへるなり ○布流玖麻賀フルクマカは振熊フルクマカ之なり ○伊多豆淤波受波イタヂウイハスハは不オハ負イカ痛イカ手イカ者イカなり 此不ズ負ム者ムは負ムむよりはと云意なり ○邇本野理能ニホノリノは鸕鷀ニホトリノ之なり此は今カイツアリと云鳥なり、此は次の一句をへたて、迦豆岐の枕詞なり ○阿布美能宇美邇アブミノウミニは淡海アブミ之海ノウミなり ○迦豆岐勢那和カヅキセナワは潜カク爲キむ吾ワなり、潜カクは頭衝カクの義にて頭を衝ツキ入イレて水中ニに沈シむを云ふ、此は湖ウミに没シて死シむと云ふことなり勢那セナは勢牟セムと云に同じ吾ワとのみにて吾ワレハ者の意なり ○一首の意は今はとて遁ニれかたきに建振熊タテフクマになほ迫セられて其が痛手イタデテを負オて苦目クシメ見ミむよりは吾ワレハは此海コノウミに落オ入イて早く死シむいざア吾ワレハ君キミも諸共シカに然シカ爲キよと詔ミコトノコトふなり ○共トモは、伊佐比宿禰イサヒスネと共になり書紀フキには則スな共トモ沈シ瀨田セタ濟タ而死シ之

とあり

故建内宿禰命タケノナトスネノミコト率シ其太子ミコ、爲シ將禊シメ而シテ經シ歷シ淡海アヲ及マ若狹國ワカサノクニ之時トキ、於ニ高志タカシ前ノ之時トキ鹿造カヅリ假宮カミヤ而坐マ、爾ノ坐マ其地ノ伊奢沙和氣イササワキ大神オホカミ之命ノミコト見ミ於ニ夜夢ヨルニ、云ハク以テ吾名ワレノナ欲ス易カ御子ミコ之御名ノミナ、爾言禱レトホセテ白ハク之コト恐コソ隨ヒ命ノミコト易カ奉ル亦モ其神詔ミコトノコト明日アスノ之日ノヒ應マ幸シ於ニ濱ハマ獻テ易名ノナ之幣ノヒ故ナリ其且ナラバ幸シ行ク于濱ノハマ之時トキ毀ス鼻ノハナ入ル鹿魚カシ既シテ依リ一浦ノウラ於ニ是御子コノミコト令シ白ハク于神ノカミ云ハク於ニ我ノ給ス御食ノミケ之魚ノイサ故ナリ亦モ稱ス其御名ノミナ號ス御食津大神ミケツノオホカミ故ナリ於ニ今謂氣比イマノイケヒ大神ノオホカミ也ナリ亦モ其入鹿魚ノイカ之鼻血ノハナノチ鼻ノ故ナリ號ス其浦ノウラ謂フ血浦ノチ今謂都奴賀イマノツツメガ也ナリ

率シは書紀清寧卷フキノシヨウに小楯等コタテノトナリ奉ル億計弘計イコトノシヨウとあり其他にも例あり、此奉ルの意なり ○經キヨ歷レキ淡海ノアヲ及マ若狹國ノワカサノクニは上代ノウノは禊祓シメは心ノココロにかゝる罪穢ツミ禍事ノガタ或シは祈願事ノイノリあるとさ



は更なり其他何となきときにてもせしものならむ其事の輕重に依りて近き遠き處又は一處數處にてせしなるべし、されば此の香坂忍熊王の事重き故に淡海の湖、また若狭の海などにて御禊しつ、經歴賜ひしなるべしと記傳に云へり○於高志前之角鹿は越前國なり、和名抄に越前古之乃三知乃久知とあり、角鹿は下に出つ○伊奢沙和氣大神之命は氣比大神の御名なり、帝王編年記仲衰天皇とするは誤りなり○以吾名欲易御子之御名は吾名を更て御子の御名を賜りて吾名にせまほしとなり○言禰は、此大神の御名易の事を壽白すなり○恐は速に諾して承る言なり○易奉は御子の御名を大神に讓獻むとなり、さて此御子は大柄和氣命亦名品陀和氣命とあるを今譲り給ふは大柄和氣の方ならむ、されば此大神は元伊奢沙和氣大神と申せしを、此時より大柄和氣大神と申しけむと記傳に云へり○濱は角鹿の濱なり○幣は禮物、禮代とも書るにて知るべし、自利の利は留之の約にて、禮のしるしと云ことなり○獻は大神より太子になり

○入鹿魚は和名抄に鮮鮪、江豚、和名伊流可とあり、鼻の毀れたる所以は一浦に寄せたるを以て鼻を衝たるならむ○既は太子の到り坐すより先になり○一浦は浦に満たるを云、俗に浦一抔と云意なり○御食之魚は大神の御饌の料の魚なり○御食津大神とは凡て古へ御食に功ある神に廣く稱へ申せりと見えたり、此大神も御膳の料の魚を太子に獻り給へるに因りて稱へ奉るなり○氣比大神の氣は食なり此は産靈などの靈なるべし此御號に因て地名をも氣比と云しならむ、式に越前國敦賀郡氣比神社七座とあり○臭は宇鏡に嚙嗅同久佐之とあり入鹿の血の氣の臭きなり○都奴賀は血浦の轉れる名なり、後に都流賀と云ふ、書紀垂仁卷に額有角人乘一船泊于越國筒飯浦故號其處曰角鹿とあり、傳の異なるか標註には紀を正しとすべしと云へり

於是還上坐時其御祖息長帶日賣命釀待酒以獻爾其御祖御歌曰許能美岐波和賀美岐那良受久志能加美登許



余邇伊麻須伊波多多須須久那美迦微能加牟菩岐本玖  
 玖流本斯登余本岐本岐母登本斯麻都理許斯美岐叙阿  
 佐受袁勢佐佐如此歌而獻大御酒爾建內宿禰命爲御  
 子一答歌曰許能美岐袁迦美祁牟比登波曾能都豆美宇  
 須邇多豆宇多比都都迦美祁禮加母麻比都都迦美祁  
 禮加母許能美岐能美岐能阿夜邇宇多陀怒斯佐佐此者  
 酒樂之歌也

還坐 上は太子の角鹿より、倭の京に還り坐るなり○待酒は還り來る人に飲しめ  
 じ料に醸儲て待つ酒なり○許能美岐は此御酒者なり○和賀美岐那良受は非吾御  
 酒にて吾醸て献る御酒には非すとなり○久志能加美は酒之上なり久志は酒の本  
 名、加美は上にて酒の首長と云意なり○登許余邇伊麻須は常世に坐なり、少名毘

古那神は常世國に坐す故なり○伊波多々須は石立すなり、多々須は多都を延たる  
 にて立賜ふと云むが如し、私記に言如石之立とある如く常磐に坐すと云意か  
 又は其御靈の石にて立賜ふにもあるべし○須久那美迦微能は少名御神之にて少名  
 毘古那神なり○加牟菩岐は神壽なり○本岐玖流本斯は壽令狂なり、久流布とは  
 物の定りなきを云、此は種々に事を悉して壽くを詔へり、守部は壽令轉と説た  
 り○登余本岐は豊壽なり○本岐母登本斯は壽令廻なり母登本須はマハスと云に  
 當れり、此は種々に言廻して善きさまに云なすを云○麻都理許斯は献り來しな  
 り、少名毘古那神の献り來せし御酒なりとなり○美岐叙は御酒をなり○阿佐受  
 衰勢佐は阿佐受は不令酒にて御益を乾涸さず飲賜への意か守部は不餘の義  
 とせり、衰勢は飲めなり、佐々は私記に、唱進之義也と云、俗に物を強るとさ佐  
 むと云は其義かとい、凡て飲食のみならず何事にも人を催し誘ふに佐あ佐あ云は  
 此飲食の祝言より轉れるか○獻大御酒は待酒の所以を歌ひ終りてサア



聞食せと云フが如し○許能美岐衰は此御酒をなり○迦牟祁牟比登波は醸けむ人はなり○曾能都豆美は其鼓なり、其は太后の歌に常世に坐すとあるを承て常世國の人の鼓をうちはやして醸みつらむと云るならむ○宇須邇多豆々は曰に立てなり、鼓を曰の邊に立置て、うつを云、上代は酒を曰に醸しなり○宇多比都々は歌ひ乍なり○迦美祁禮加母は醸けれかもなり、ケレカモはケレバニヤと云意なり○麻比都々は舞乍なり○許能美眼能は此御酒之なり○美岐能は、御酒之にて上の句を復し重ねて歌ふなり○阿夜邇は上卷阿夜訶志古泥神、又沼河比賣の哥の下に云へり歎息の辭なり○宇多陀怒斯佐々は轉樂佐々なり、轉は事の彌進みて甚しくなるを云言にて、此御酒を飲めば、飲むは益樂と云なり、此の佐々は守部はいさぐ君も飲せ、我も賜らむと云なりと云へり○酒樂は宮内省式に大殿祭此云於保登能保加比とあるホガヒに同じホガヒは本岐を延たる言なり凡帶中津日子天皇之御年伍拾貳歲御陵在河内惠賀之

自二皇后二至三  
 陵也一十六字  
 古訓本殺人撰  
 入トシテ前ヲ  
 皇レタリ然レ此  
 二半レテアレ  
 ハ有ルベキナ  
 ランカ今諸本  
 及校訂本ニ據

長江也 ナガエニ 皇太后御年一百歲崩 葬于狭城櫛列陵一也

五十二歳は書紀も同じ、此下に諸本土戊年六月十一日崩也とあれど壬戌は書紀にては成務天皇の五十二年なれば十八年差へり故に今は古訓本に據り加へず○河内惠賀之長江は諸陵式に惠我長野、西、陵云々と見え、河内志に此御陵は在丹南郡岡村二陵畔有家六と云り、宮内省にての御定も丹南郡岡村とあり○一百歳は書紀も同じ或書は一百十一とあり○狭城櫛列陵は諸陵式に大和、國添、下郡にありと宮内省にての御定は添下、郡山陵村とす

品陀和氣命坐輕島之明宮治天下也此天皇娶品陀眞若王<sub>品陀二</sub>之女三柱女王一名高木之入日賣命次中日賣命<sub>字以音</sub>次弟日賣命<sub>此女王等之父品陀眞若王者五百木之入日子命娶三尾</sub>故高木之入日賣命之御子額田大中日子命次大山守命次



伊奢之眞若命イサノマコノマコノミコ次妹大原郎女ニイモオホハラノリウノメ次高目郎女ニイモタカメノリウノメ中日賣命ニイモチウヒノメ之御子ノミコ木之荒田郎女キノアラタノリウノメ次大雀命ニイモオホスズメノミコ次根鳥命ニイモネトリノミコ三弟日賣命ニイモミツノリウノメ之御子ノミコ阿倍郎女アベノリウノメ次阿具知能ニイモアヒチノミ三腹郎女ニイモミツハラノリウノメ次木之菟野郎女ニイモキノウノリウノメ次三野郎女ニイモミヤノリウノメ又娶丸邇マテメテマルニ之比布禮能意富美之女ニイモヒフレイノミコトノメ名宮主矢河枝比賣ナミヤノミヤノヤカエヒメ生御子ナマミコト宇邇能ウニノミ和紀郎子ワキノリウノメ次妹八田若郎女ヤタノリウノメ次女鳥王ニイモメトリノミコ又娶其矢河枝比賣マテメテミヤカエヒメ之弟袁那辨郎女ニイモミヤノリウノメ生御子ナマミコト宇遲之若郎女ウヂノリウノメ又娶昨マテメテ俣長日子ハチノヒコ王之女ノメ息長イセナガ眞若中比賣マコノミヤノヒメ生御子ナマミコト若沼毛二俣王ワカノヌモリノミコ又娶櫻井田部連マテメテオウヰノリウノメ之祖島垂根之女ソノシマノサキネノメ糸井比賣イトノイノヒメ生御子ナマミコト速總別命ハヤヒツツノミコ又娶日向之泉長比賣イヅミナガノヒメ生御子ナマミコト大羽江王オホハネノミコ次小羽江王ニイモコハネノミコ次幡日之若郎女ハタヒノリウノメ又娶迦具漏比賣マテメテカガヒメ生御子ナマミコト川原田郎女カワハラノリウノメ次玉郎女ニイモタマノリウノメ次忍坂ニイモニサカ

大中比賣オホナカノヒメ次登富志郎女ニイモトヨシノリウノメ次迦多遲王ニイモカダシノミコ又娶葛城之野伊呂賣ニイモイロノヒメ生御子ナマミコト伊奢能麻和迦王イサノマカノカガノミコ此天皇之御子等コノミカドノミコト并ナラ廿六王ニイモニジュウロクノミコ此中大雀命者治天下也コノオホスズメノミコトノミコト

此天皇后の御諡を應神天皇と申す○輕島は大和國高市郡の輕なり、島は海中にあらすとも周れる限のある地を云大和志に高市郡三瀬大哥留之地に在りと云へり○明宮は續紀に輕島、豐明宮云々、攝津國風土記に輕島豐阿岐羅宮云々と見えたり○品陀眞若王は河内國の品陀に住居坐るなるべし、眞若は字の如く稱へ申したるなるべし○高木之入日賣命は景行天皇の御女に高木比賣命あり、其を書紀に高城入姫皇女とあるは、此女王の御名と混ひつるなるべし○中日賣命、弟日賣命は三柱の中なると未なるとの意なり○細注五百木之入日子命は景行天皇の御子なり○建伊那陀宿禰は舊事紀に建稻種命は宇摩志摩治命十二世孫とあり○志理都紀



斗賣の名義は地名か備中國に後月郡あり、斗賣は上に出つ○額田大中日子命の額田は地名なり、大和國平群郡に額田郷ありまた河内國河内郡に額田郷あり是等の内ならむ、河内は御母方に由あり○大山守命は下に爲山海之政とあり、書紀に山守部を定給ふとあれば、山を領給ふを以て名に負ませるならむ○伊奢之眞若命は、崇神天皇の御子に同じ御名あり○大原郎女は大和國高市郡に大原あり是なり○高目郎女は河内國石川郡に紺口郷あり神名帳に咸古神社あり此なり○木之荒田郎女は神名帳に紀伊國那賀郡荒田神社あり此地に因れる御名なるべし○大雀命は書紀仁德卷に初め天皇生日、木荒産殿に入り、同日に武内宿禰妻産時、鶴鷄産屋に入る、其瑞を相ひ易て御名と爲し賜ふ由見えたり、和名抄に鶴鷄、和名佐々木とあり○根鳥命の名義詳ならず○阿倍郎女は阿倍の地名に因り大和志に十市郡、廣瀬に并ひて安部村あり、攝津志に東生郡に阿部郡あり是らの内ならむ○阿具知能三腹郎女は書紀に淡路御原とあればアハヂと訓むべし具字は誤にて

もあるべし、此命も地名に因ると見えたり淡路國に三原郡あり○木之菟郎女は伊國伊都郡宇野と云處今もあり此なるべし○三野郎女は美濃國に因れる御名か書紀に此女王なさは脱たるか式に河内國、若江郡御野縣主神社あり○五柱は敷違へり下に女王五十五とあるにも合す五は四の誤なるべし○丸邇之比布禮能意富美の丸邇は姓なり上に出つ、比布禮は名あり書紀には日脚とあり、意富美は名の下に附て云、一の號ありと記傳に云へり○宮主矢河枝比賣の宮主は詳ならず上卷に稻田宮主云々と云名あり八河江比賣と云名上卷にあり其に同じ○宇遲能和紀郎子は山城國宇治郡に宇治郷、また久世郡に宇治郷あり、此王は菟道宮に坐し事書紀仁德卷に見ゆ、和紀は若あり、郎子は郎女に對へて云、○八田若郎女は大和國添下郡に矢田郷あり此地なるべし○女鳥王は雌鳥に由縁あるべし、書紀には雌鳥皇女とあり○那辨郎女は書紀に小媛とあり此字の義なるべし○昨侯長日子王は上段命に出つ○息長眞若中比賣も上段命に出つ○若沼毛二侯



王の若沼毛は成務の御子に和訶奴氣王ありそこに云り二俣は地名ならむ神名式に周防國都濃郡二俣神社あり ○櫻井田部連は河内國河内郡櫻井郷あり是なるべし、田部は屯家の御田を佃らしむる料に定め置るゝ民の部なり ○鳥垂根の島は大和國高市郡の地名、垂根は足根にて稱名なり ○糸井比賣は大和國城下郡に糸井神社あり此地に因れるなるべし ○速總別命は隼に由縁あるべきか若くは速意の稱名なるべし、和名抄に鶺鴒、和名八夜布佐隼訓同上とあり ○日向之泉長比賣は薩摩國に出水郡あり此に因れるなるべし、長は稱名か ○大羽江王、小羽江王は光榮か生の意にて稱名なるべし ○幡日之若郎女は地名に因れるか詳ならず此女王は仁徳の御女にて御母は日向髪長媛なるが、御母の御名の似たるより、紛れたる物と見ゆ書紀には此に此女王なきぞ正しかるべき ○迦具漏比賣は倭建命の御曾孫にて上行段に出たり、さて景行天皇の此比賣を娶たりとあるは紛れたること既に云へり、また此天皇の娶るとあるも紛れにて、實は若沼毛二俣王の御妃と聞えたり ○川原田

郎女も地名に由れるなるべし ○玉郎女は稱へたる御名か ○忍坂大中比賣は和名抄に大和國城上郡、忍坂郷あり此末若沼毛二俣王の御女に同名ありとそこに云へし此は紛れたるなり ○登富志郎女も二俣王の御女、琴節郎女と同人なるべし ○迦多遲王は地名ならむ山城國綴喜郡に香達原あり ○葛城之野伊呂賣の野は主、伊呂は親む詞にて例多しみな上に出つ ○伊奢能麻和迦王は、高木之入比賣命の御子等の中に既に出たれば一柱行りて二柱と爲たるにて何れか一柱は誤りなり

於是天皇問大山守命與大雀命詔汝等者孰愛兄子與弟、紀耶子有下令治天下之心上也 爾大山守命白愛兄子次大雀命知天<sub>ナキチ</sub>皇所問賜之大御情而白兄子者既成人是無悒弟<sub>イフセキ</sub>子者未成人是愛爾天皇詔佐邪岐阿藝之言<sub>ナキチ</sub>自至<sub>至</sub>如<sub>以</sub>我所思即詔別者大山守命爲山海之政大雀命執



食國之政以白賜宇遲能和紀郎子所知天津日繼也故大雀命者勿違天皇之命也

問三 大山守命與大雀命一詔とは此二柱と和紀郎子とは本より日嗣の御子に坐るが故なり、上代には太子は一柱には局らざりしことは既に云へり ○兄子弟子は兄と弟となり ○成 人は字の如し ○無悒は万葉に鬱悒、悒憤、鬱など見ゆ書紀には無悒矣と訓り此、四言は本一と聞えて意も同じ、悒は字書に不安也とも憂也とも注せり此は心配する事なしと云うに同じ ○佐邪岐阿藝は雀吾君にて、大雀命を指す ○為は次に白賜とあると同意あり、さて大山守命は海人部、山部、山守部を領せる中の一に就て御名には負賜へるなり大は例の稱言なり ○食國は天皇の行、知食國內を總名稱なり ○執云々以白賜は天下の政を執持て奉仕るを云ふ今の内閣總理大臣の如きなり ○故大雀命云々は後に大山守命の此御詔に違ひしに對へて申せるあり

一時天皇越幸近淡海國之時御立宇遲野上望葛野歌日知姿能加豆怒袁美禮婆毛毛知陀流夜邇婆母美由久邇能富母美由故到坐木幡村之時麗美孃子遇其道衢邇天皇問其孃子曰汝者誰子答白丸邇之比布禮能意富美之女王名宮主矢河枝比賣天皇即詔其孃子吾明日還幸之時入坐汝家故矢河江比賣委曲語其父於是父答曰是者天皇坐那理此二字恐之我子仕奉云而嚴飭其家候待者明日入坐

越幸は倭より近淡海國へは山を越て行く處なる故に云へり ○宇遲野上の宇遲は山城國宇治郡の野なり ○葛野は上に出つ此野は葛野、乙訓、紀伊、の三郡にわたりたる廣き名なるべし、されば宇遲より望給ふべきなり ○望は遠く見やること



矢河枝比賣ノ  
下ニ諸本命字  
アリ此ハ次ナ  
ル令字ト紛レ  
シル所ニ命メ  
アル所ナシト  
記傳ノ説并シ  
校訂本ニ據ル

なり○知婆能は千葉之なり、葛は葉の繁き物なれば、其枕詞なり○加豆怒袁美禮  
婆は葛野を見ればなり○毛々知陀流の毛々は諸の意なりモロくは物呂々々に  
て呂は助辭なり知陀流の事は上卷に云へり守部云ふ百千足なりと此説穩かならむ  
か○夜邇沈母美由は家庭も見ゆにて、廣き葛野の平原の内には村々多かるとなり  
○久爾能富母美由の久爾能富は山の周れる中にある平原なる地を云ふ守部は國之  
秀も所見にて國原の中に秀に顯れて宜き處の見ゆる由を詔ふと云へり○木幡村は  
神名帳に山城國、宇治郡、許波多神社とある地にて、倭より近江國へ往來ふ道な  
り○道衢は千俣にて道の分るゝ處なり○坐那理は天皇に坐々けるかと驚きたる辭  
なり○嚴は俗に結構、嚴重などに當れり○候待者は伺ひ待つ意なり  
故獻大御饗之時其女矢河枝比賣令取大御酒蓋而獻  
於是天皇任令取其大御酒蓋而御歌曰許能邇邇夜伊  
豆久能邇邇毛毛豆多布都奴賀能邇邇余許佐良布伊豆

字多々氣陀邇  
ハ校訂本ニ曰  
ク格本音同シ  
延本宇多氣陀  
ニ作ル本居氏  
亦之ニ從フ以  
テ轉寫之義ト  
ナス并ニ非也  
フト今諸本ニ從

久邇伊多流伊知遲志麻美志麻邇斗岐美本杼理能邇豆  
伎伊岐豆岐志那陀由布佐那美遲袁須久須久登和賀  
伊麻勢婆夜許波多能美知邇阿波志斯袁登賣宇斯呂傳  
波袁陀豆呂迦母波那美波志比比斯那須伊知比韋能和  
邇佐能邇袁波都邇波波陀阿可良氣美志波邇波邇具漏  
岐由惠美都具理二會那迦都邇袁加夫都久麻肥邇波  
阿豆受麻用岐岐許邇加岐禮阿波志斯斯袁美那迦母賀  
登和賀美斯古良迦久母賀登阿賀美斯古邇宇多々氣陀  
邇牟迦比袁流迦母伊蘇比袁流迦母如此御合生御子宇  
遲二和紀字音以下五郎子也

大御酒蓋は上に出つ○任令取は捧持る隨にてなり○許能邇邇夜は此盤乎なりヤ



はヨと云むが如き辭なり○伊豆久能迦邇は何處之蟹なり、かく賦み給へるは御饗の御肴に此物の有たるに依て寄せたるなるべし○毛々豆多布は百傳にて蟹の百と多くの處々を經傳行くよしなり○都奴質能迦邇は角鹿之蟹なり、此浦の蟹は名産にて有つらむ、蟹は越前の名物なる由契冲云ふ○余許佐良布は横去なり、去は行と同じ、蟹の横さまに行を詔ふなり○伊豆久邇多流は何處に到る○伊知遲志麻は地名なるべし○美志麻邇斗岐は美志麻も地名なるべし此二の地は近江の湖なる島々にやあらむ、式に近江國高島郡に箕島神社あり斗岐は速來之、此句より次の一句半を隔て、伊岐豆岐へ續けり○此れまでの意を總云は、此蟹よ數多の處々を經傳て來る遙の角鹿より此處木に來むとて、疾くいそぎつ、伊知遲島、美島に來て息衝と詔ふなり○美本村理能は二之にて、上に邇本村理能とあると同じ次の迦豆岐の序なり○迦豆岐伊岐豆岐は潜息衝にて上よりの續きは蟹の道を急ぎ來て、息衝と云序にして、此言より、やがて御自の御上を詔ひ移して佐々那美路

を息衝つ、幸すよしなり○志那陀由布は志那は坂路のことにて、多由布は高く低く上り下りつ、行く坂路のさまなり○佐々那美遲衰の佐々那美は近江國の地名にて上に出づ、遲は道にて佐々那美に往來ふ道なり○須久須久登は滯らず速に行貌なり○和賀伊麻勢婆夜は、吾行坐者なり、夜は助辭にて、余と云むが如し○さて伊岐豆岐より是までの意は此志那陀由布、佐々那美路を苦しさに息衝つ、須久々々と、吾行坐者、と次第して見るべし、そもかく苦みて幸せば何の興趣もあらぬに、ふと所念もかけず美麗嬢子に行遇たまふは殊にめづらしく、御興趣も一際優れたる由なり○許波多能美知邇は木橋之道になり○阿波志斯一登賣は遇し嬢子なり○宇斯呂傳波は後方者なり、傳は都閉の約りにて都は之に通ふ辭なり○伊陀豆呂迦母は小橋哉にて呂と母とは助辭なり、此嬢子の後容儀の、楯を立たる如く屈みたることなく平かに直さを見送坐て賞美賜へるなり○波那美波志は齒並隊なり、齒の生生たる、と云ことなり標註には齒并者にて志は即辭なりと云へり



○比々斯那須は菱如なりヒシをヒ、シと云は、**一**を古はフ、キと云、し類なり此二句は次の一句を隔て、和邇の序なり其は九邇の地名を、魚の鱗に取て其、齒の勝れて利き由なり○伊知比章能は櫟井之にて地名なり大和國添上郡なり○和邇佐能邇**一**は九邇坂之土をなり、古へ九邇坂の邊は櫟井と云地の内に在しならむ○波都邇波は、初土者にて堀初る上方にある土なり○波陀阿可良氣美は膚赤らけみなり上方の土は土の膚なり、美は風疾み道遠みなどの美にして、次の土黒故とある故と同意あり○志波邇波の志波は終にて底なる土はと云ことなり年の終の月をシハスと云て極月と書くは其例なり○邇具漏岐由惠は土黒さ故なり、守部は丹黒さ故なりと云り此、さて四句は初土の赤さも終土の土黒さも、**一**に宜しからざる故に取らざる由なり○美都具理能は三粟之にて中の枕詞なり○曾能那邇都邇哀は其中の土をなり、此れ黛に宜さ故に取用ゐるなり○加夫都久は頭衝なり、此は織に照、日にあたれば頭を衝が如くなるを詔ふなり○麻肥邇波阿豆受は眞日には

不ス當ナリなり、強カき日にあつれば青アヲき土の色變る故に、あてぬなりと云、り、此三句は和桑なる日影に當て乾たる事を知らさむ料なり○さて初めより是、までは次の眉畫の序の如し○麻用賀岐許邇加岐多禮は、眉畫濃に畫垂なり、濃には濃くと云に全じ、畫垂は眉の形は三日月などの如く細く曲りて端の垂たる故に云ふ○阿波志斯哀美那は、遇えし女あり○迦母賀登は迦は彼にて下に此とあるに相對ひたる言なり、母賀は欲し願ふ辭なり○和賀美斯古良は、吾見し兒等なり○迦久母賀登は迦久は上なる彼に對ひたる此にて万葉に彼往此去などある、迦と迦久となり、此もいかで此嬢子を得て彼せまほし此せまほしと、豫め所思欲し、由なり、彼は中昔より登と云てトカケ、トニカケなど云り○阿賀美斯古邇は、吾が見し兒になり○字多多氣邇は記傳に諸本多字二重、たるは行りとし延佳本に無きに依り轉寫にてもあるべきかと云はれたり守部は本書の通り宇多々氣陀邇として宴酣たにの意なるべしと云へり此請説なるべし○牟迦比衰流邇母は向居哉なり



○伊蘇比袁流迦母は伊は發語にて副居哉なり○一首の意は麗美はしき嬢子の昨日道に遇ひしを見賜ひて、いかで彼女を得てましと欲し賜ひしを今日は其女に大御盡取らせて一席に宴酣たにして向居る。とよと、樂しく歡娛しく坐すよしなり○細注自宇下云々は此御名の初て出たる處にあるべきを此にあるはいかとなり

天皇聞看日向國諸縣君之女名髮長比賣其顔容麗美將使而喚上之時其太子大雀命見其嬢子泊于難波津而感其婆容之端正即告建内宿禰大臣是白日向喚上之髮長比賣者請白天皇之大御所而令賜於吾爾建内宿禰大臣請大命者天皇即以髮長比賣賜于其御子所賜狀者天皇聞看豐明之日於髮長比賣令握大御酒柏賜其太子爾御歌曰伊邪古杼母怒毘流都美邇比流都美邇和賀由久

美知能迦具波斯波那多知婆那波本都延波登理章賀良斯志豆延波比登登理賀良斯美都具理能那迦都延能本都毛理阿迦良袁登賣袁伊邪佐佐婆余良斯那又御歌曰美豆多麻流余佐美能伊氣能章具比宇知比斯賀良能佐斯那流斯良邇奴那波久理波開那久斯良邇和賀許許呂志叙伊夜袁許邇斯豆伊麻叙久夜斯岐如此歌而賜也故被賜其嬢子之後太子歌曰美知能斯理古波陀袁登賣袁迦微能碁登岐許延斯迦杼母阿比麻久良麻久又歌曰美知能斯理古波陀登賣波阿良蘇波受泥斯久一斯叙母宇流波斯美意母布

諸縣君は和名抄に、日向國諸縣郡牟良加多とある是なり○髮長比賣の名義は字



の如く髪の長さより負たる名なるべし○顔容麗美は上に出つ○將使 而は召使  
 はんどなり○喚上は上に出つ○泊は船の到着を云○姿容、端正は上に出つ○詠  
 も上に出つ○令賜は天皇の吾に賜ふべくせよと云意なり○請大命は太  
 子の詔へ給へる状を申して其を許諾あるべく詔命を請願くを云○豊明は豊は  
 稱辭にて明字は大御酒を食て大御顔色の赤らみ坐すを申せる言なり○大御酒柏は  
 酒を受て飲葉なり上代には凡て飲食の具に多く葉を用ゐしなり○伊邪古母母は  
 率子等なり子等は已につきたる子弟或は僕従などを云へり○怒毘流都美邇は野蒜  
 摘になり、蒜は上に出つ、此は野に自ら生たる蒜なり○比流都美邇は蒜摘にな  
 り○和賀由久美知能は吾行道之なり、是までは橘の序なり○迦具波斯は香細なり  
 香の美さを云○波那多知婆那波は花橘者なり○本都延波は上枝者なり、本は秀  
 の意なり○登理章賀良斯は鳥居枯なり此枯は鳥の集り居る爲に水を枯したるに  
 あらず、花實を散し、無したるを詔ふなり、次の人取枯しも同じ○志豆延波は下

枝者なり○比登々理賀良斯は人取枯なり○美都具理能は三栗之なり、中の枕詞な  
 ること上に出つ○那迦都延能は中枝之なり○本都毛理は書紀には府保語茂理とあ  
 り合隠なり、此は布本美都煩麻理の意にて、本都毛理と約れるなるべし此は少に  
 橘實の成初たる状を賦給へるなり、守部も花中に含み隠るを云とある是ならむ、  
 さて初より是迄は次句の阿迦良の序なり○阿迦良登賣袁は赤ら嬢子をなり女  
 の顔の麗美をほめたるなり○伊邪佐佐婆は人を誘ひ起るを伊邪佐須と云ふ、中昔  
 に伊邪佐世賜閑と同じ、此は誘はいと云意にて、大雀命の此嬢子を、いざいと  
 誘ひ聘ひ給はいと詔ふなり○余良斯那は、好かるべきさまに思はると云むか如  
 し、良斯は俗にらしきと云言と同じ那は附て云辭にて長息の意なり○一首の意  
 は此の麗美しき嬢子を汝の誘は、好かるべきさまに思はるゝに依り聘ひて逢へか  
 しなど大雀命に對はして、詔へるなり○美豆多麻流は水なるにて池の枕詞なり○  
 余佐美能伊氣能は依網池之なり此池は上之段に出つ○章具比宇知は堰代打なり



堰は字鏡に井世久とあり、凡て井は用る水の在る處を云ふ、田に水を引く溝をも云ふ、川などにも井と云ふことあるは水を汲み取る處を云ふなり、其井の岸の崩れざらしめむため、又は水を堪へむためなどに、竹柴などを以て堅むるを、井セキと云、其を支持しむる料に打並たるを、草具比とは云なり、大雀命嬢子に固く契り給へるに譬たるなり○比斯賀良能は菱殻之なり記傳に曰く此句諸本並に賀一字のみありて、比斯と良能と四字皆脱たるを今は書紀に依て、其を補閉て一白とす、本のまゝにては、もはら聞えず、落たること灼ければなりと校訂本は諸本のまゝとしたり標註にも本文のまゝとして賀佐斯那流斯良運は隠ける不知なり、奥儀抄にかくすとは隠すと云ふ事にや云々其は嬢子と固く契り給へれど上方を隠し給ふゆゑ其由知食ざりしとなりと云へり○佐斯那流斯良運は刺ける不知なり堰杖を打とて水中にて菱殻の刺したるを不知てありたる由なり、此は大雀命の既く髮長比賣を思ひ懸賜へる事を所知看ざりし由に譬へ給へるなり○奴

那波久理は和名抄に尊云々和名沼奈波とあり俗に契は名は沼に在る如く長さ物なれば沼繩の意なりと守部は滑葉の義なりと、久理は添て云名にて操依せて採物なる故の名なるべし○波閉那久斯良運は延けく不知なり、此も水中に尊の延たるを知らず降立て足にまどふ由なり、譬は上に同じ○和賀許々呂志叙は吾心にて志は助辭なり、叙は衍文ならむと契云ふ○伊夜袁許運斯豆は伊夜は最なり、許は中昔の書どもに許かましども、許の者ども云る是なり、加志と云と同言にて意も同じ運斯豆は結び言なり、標註に強愚にして、是は上の叙を受けて愚なると結ぶべきを運斯豆と活かして、下に續けたるなりと云へり○伊麻叙久夜斯岐は今ぞ悔しきなり○一首の意は大雀命の思ひ懸け賜へる事を今まで知らずして、吾が使はむと思ひし心は加志かりけりと今ぞ悔しきとなり、此は實に然所思すに非ず宴席の戯れに詔へるなり○美知能斯理は道之後なり、此は日向國を指て詔へるなり、其は京の方を前とするを以て九洲は北を前とし南を後



とすを以て日向は南のはてなるが故なり○古波陀コハダ「登賣」トメは初瀬ハツセ嬖子ヒメコなど云類にて、古波陀は日向國那珂郡に巨コ田村タムラあり諸縣郡の堺なりと○迦カ微ミ能ネ基キ登トは如神にて神は雷カミなり○岐キ許コ延エン斯シ迦カ母モは雖モ所シ聞キなり、かく詔へるは日向國なればたい遙ハカによる物に所シ聞キ看ミたる由なり○阿ア比ヒ麻マ久ク良ラ麻マ久クは相枕アヒマク纏マなり、相は互タガヒになり、枕は巻より出たり古は袖横に長ければ、それを巻きて枕とすればなり○古波陀コハダ衰シ登ト賣メ波ハは上に同じ○阿ア良ラ蘇ソ波ハ受ウは不ス争マにて、いたみ背セかすして諾ウケひ従ツひ奉ホウれるを詔ふなり○泥チ斯シ久ク「斯叙母の泥は寢なり、斯久は助辭の一格あり下の斯も母も助辭なり○宇流波志美意母布は愛み思ふなり○右一首の意は上なるは日向にうるはしき嬖子のありと遙に如神聞えしかども今は容易く相枕纏くことよとなり次なるは日向なる嬖子は何事も争はず諾ひし事の愛しみ思ふとなり

又吉野之國主等瞻大雀命之所佩御刀歌曰本牟多能

比能美古意富佐邪岐意富佐邪岐波加勢流多知母登都流藝須惠布由布由紀ニ須加良賀志多紀ニ佐夜佐夜國主は上に國巢とあり此に「主」字を書るはめぐらし、クズは後の音使にて本はクニスなるをニスとマシと通ひて近く聞ゆる故にかくも書るなるべし○本牟多能は品陀天皇之なり○比能美古は日之御子なり○意富佐邪岐は大雀命なり、同言を重こ云フは古歌の常なり○波加勢流多知は所佩木刀なり○母登都流モトツルは本劔なり劔は連截なること上に云へり守部は其刀の本の諸刃なるを云と○須惠布由は末振なり守部は末氷スエヒ齋イハヒにて、氷の如く見ゆるを云なるべし云々とされば次の布由紀の頭を先つ言ヒ出たるか○布由紀能須は冬木如なり、此句は次の枯カと云にのみ係れる枕詞なり○加良賀志多紀能は枯之下樹之なり、此は葉の落オチるを云フにて俗に葉の落下地と云ことなり、此二句は次の佐夜々々を云む料の序なり○佐夜佐夜は清サキ々なり、樹葉の落散オチむとするとさ木枯の風にさわぐ音を云ふにて一首の意



は御太刀の身の勝れたるさまを稱美申せる言にて後世の言に扱けば王ちる氷の刃など云ふ心なり、守部は枯は用言なれば之と云べからず此は幹之下樹之沔々にて幹とは草木の本立を云ことにて、此は葉の落盡てたゞ其幹ばかり立てあるを云其葉の落盡たる後、残る楚の霜氷に沔て、さらめく由に云るなり、木葉の騒ぐ意はかつてあしと云へり、此は上の末氷齋と云より考へ及ぼしたりと思ゆれば此説もさることなり

又於吉野之白檮上作横白而於其横白釀大御酒獻其大御酒之時擊口鼓爲伎而歌曰加志能布邇余久須邇都久理余久須邇迦美斯意富美岐宇麻良爾岐許志母知勢麻呂賀知此歌者國主等獻大贊之時時恒至于今詠之歌者也

又は國主等と云ば上を承たるなり○白檮止の上字は生を誤れるなるべしと記

傳に云へり、此は地名なるべければ上にては意通せざるべし○横白は形狀に就て云名なるへし、形の高さを豎白と云、低さを横白と云なるべし歌に余久須とあるは調に依りてなり、コウの切り久なり○於其横白云々は飯を水に漬したるを白に入れて沔て醸しなり○擊口鼓は今も舌鼓を打と云々に同じ其甘美を味ふさまなり○爲伎は書紀に打口以仰咲とある是なり、仰て咲は自然に可笑て咲ふにあらす殊更に其さまを爲る故に云なり○加志能布邇に白檮之生になり大和國吉野郡に檉尾村あり國栖と相近し此地なるべし、此地名はもと白檮樹の生たりしより負したるならむ○余久須邇都久理は横白を作りなり○余久須邇は横白になり○迦美斯意富美岐は醸し大御酒なり○宇麻良爾は美味くと云に全し○岐許志母知勢は所聞以食なり、此は添たる言なり○麻呂賀知は麻呂は我已なと云が如し、知は人を尊みて云稱にて、此は吾君と云意にて天皇を指て申せるなり○獻大贊之時時は大贊は朝廷に貢進る御饌物なり、時々は時毎にと云意なり、國栖



の貢進しは、栗菌年魚などなり  
此之御世、定賜海部、山部、山守部、伊勢部也、亦作劍池、亦  
新羅人參渡來、是以建内宿禰、命引率爲役之堤池、而作百  
濟池、

此之御世は下の須々許理等參渡來也と云まで、に廣く係れる語なり○海部は海人の  
部の民なり、海部にてアマと訓べし部を別によむべからず○山部は書紀にはなし  
思ふに山守部と同物なれば二つあるべからず書紀の方正しかるべし○山守部は山  
を守るを職とする部の民なり○伊勢部は何の故に定められしか知がたし、書紀に  
は此事見えす○劍池は大和國高市郡の内にて上に出たり、此は額はれたるを修  
理ひ直しなどされたるを作とは云しならむ○堤池は堤と池となり、堤は水を包て  
外へ漏さぬ由の名なり、即ち今云ふ堤防なり、池は地を堀りて水を貯ふ由なり○  
爲役之は役立なり其事に發趣くを云、此は新羅人を引率て處々の堤を築き池を

國王ノ王諸本  
本ニ上ル校訂  
之ニ正文ニ據  
云フニ從フ

掘らせなせらるゝなり○百濟池は地名か百濟の名は諸方に見えたり大和志に  
廣瀨郡に百濟池あり此れか書紀には高麗人、百濟人、任那人、新羅人、并來朝云  
々作池、因以名池、號韓人池とあり韓人を役て作れるに因て本の名は韓人  
池なるを百濟の地に在を以て百濟池とも云るにや若くは百濟人を役て作れる由  
の名か

亦百濟國王照古王以牡馬壹疋、死馬壹疋、付阿知吉師以  
貢上、此阿知吉師者、阿直史等之祖亦貢上横刀及大鏡、又科賜百濟國若有  
賢人者貢上、故受命以貢上人名和邇吉師、即論語十卷千  
字文一卷并十一卷、付是人即貢進、此和爾吉師者、文首等祖又貢上手  
人、韓鍛名卓素、亦吳服西素二人也、  
百濟國王は上に神功出たり○照古王は書紀に背古王又其王背古など見えたり、背



は背を寫誤れるならむ此王は百濟第六世にて其元年は後漢桓帝永康元年、我成務三十七年に當れり○牡馬云々は御國に素より馬はありつるを今彼より貢りしは殊なる良馬ならむ○阿知吉師は書紀に阿直岐とあり子孫姓を阿直史とあるに依らば阿知伎吉師なるを同音の重なる故に一省きて云ならへるなるべし、吉師は書紀に吉士とあり此はもと新羅國の官十七等の中の第十四を吉士と云由なり○阿直史の阿直とは姓なり、史は書人の意にて尸なり○亦貢上横刀及大鏡とは書紀神功卷に獻七枝口一口、七子鏡一面、及種々重寶とあるは此事なるべし、七子鏡は周々に七の子ありて、俗に九曜紋と云物の如き狀したる鏡ならむ○賢人は書紀に賢人、賢哲、賢良、明哲、君子、など並にさかしひと訓めり○和邇吉師は書紀に王仁とある同人なり、河内志に交野郡藤坂村に此人の墓ありと見えたり○千字文は晋武帝の頃の頃成りたるも晋帝深く廢して世に傳へざるを梁武帝武帝の時の時漸く世に弘りし趣、集註千字文序に見えられたれば此時に傳はる

べき由なけれど此書重く用ゐられし故に此御代に論語と共に渡りたると語傳へたりしなるべし○文首は書紀に書首とあり文書を掌りし故の姓なり○手人は諸の物作る工を云稱なり、俗に職人と云者なり○韓鍛は倭鍛に對へて云稱と聞えたり○吳服の吳は國なり、服は機織の約りたるなり、吳國の服織人なり○二人は卓素と西素となり

又秦造之祖漢直之祖及知釀酒人名仁番亦名須須許理等參渡來也故是須須許理釀大御酒以獻於是天皇宇羅宜是所獻之大神酒而御歌曰須須許理賀迦美斯美岐邇和禮惠比邇祁理許登那具志惠比邇祁理如此之歌幸行時以御枝打大坂道中之大石者其石走避故諺曰堅石避醉人也



泰造之祖は弓月君なり、書紀に十四年是歲弓月君自百濟來歸云々どあり○漢  
 直之祖は書紀に二十年秋九月、倭漢直祖阿知使主、其子都加使主云々どある是  
 なり○知釀酒とは世に勝れて善く釀を云るにて、知は功手なる由なり○須々  
 許理は書紀其他の古書にも見えす但姓氏錄に兄曾々保利、弟曾々保利二人に御酒  
 を造らしめたる由見えたり、此人と同人の如く聞ゆれど是は仁徳の御代なれば  
 傳への異なるなるべし○宇羅宜は、すゝろに心おもしろく、浮立を云と聞えたり  
 と記傳に云へり○迦美斯美岐邊は釀し御酒になり○和禮惠比邇邇理は、吾醉にけ  
 りなり○許登那具志は事利酒なり、和は慰むを云○惠具志爾は咲酒になり、咲  
 榮る酒と云意なり○大阪は大和より河内へ越る坂なり○走避は打れじとて情あ  
 る物の如くに逃避なり○諺云々は酒に酔亂れたる人は正心ならねば如何なるわ  
 ざせむも測りがたければ堅き石すら恐れ避るるれば、必ず恐れて避べきものぞと  
 の譬に引て云りしなり

二諸本二二訛  
 古訓本延本  
 二作ルチ可  
 トス

故天皇崩之後、大雀命者從天皇之命以天下讓宇遲能和  
 紀郎子、於是大山守命者違天皇之命欲獲天下有殺其  
 弟皇子之情竊設兵將攻爾大雀命聞其兄備兵即遣  
 使者令告宇遲能和紀郎子故聞驚以兵伏河邊亦其山之  
 上張絕垣立惟幕詐以舍人為王露坐吳床百官恭敬往來  
 之狀既如王子之坐所而更為其兄王渡河之時具船  
 者佐那葛之根取其汁滑而塗其船中之簀椅設  
 踏應仆而其王子者服布衣既為賤人之形執立船於  
 是其兄王隱伏兵士衣中服鎧到於河邊將乘船時望其  
 嚴之處以為弟王坐其吳麻都不知執而立船即問  
 其執者曰傳聞茲山有忿怒之大猪吾欲取其猪若獲其



猪乎爾執者答曰不能也亦問曰何由答曰時時也往往也雖爲取而不得是以白不能也渡到河中之時令傾其船墮入水中爾乃浮出隨水流下即流歌曰知波夜夫流宇遲能和多理邇佐袁斗理邇波夜祁牟比登斯和賀毛古邇許牟於是伏隱河邊之兵彼廂此廂一時共興矢刺而流故到訶和羅之前而沈入訶波羅三字以レ音故以鈎探其沈處者繫其衣牛甲而訶和羅鳴故號其地謂訶和羅前也爾掛出其骨之時弟王歌曰知波夜比登宇遲和多理邇和多理是邇多豆流阿豆佐由美麻由美伊岐良牟登許許呂波母閉杼伊斗良牟登許許呂波母閉杼母登幣波岐美袁淤母比傳須惠幣波伊毛袁淤母比傳伊良那祁久曾許爾淤母比

傳加那志祁久許許爾淤母比傳伊岐良受曾久流阿豆佐由美麻由美故其大山守命之骨者葬于那良山也是大山守命者土形君、磐坂君、榛原君等之祖

天皇崩 崩 是書紀に四十一年春二月甲午朔戊申、天皇崩于明宮とあり○讓は大雀命も共に皇太子に坐が故なり○弟皇子は宇遲王なり御子を皇子と書ること記中に此より外に例なし○河邊は宇遲川の邊なり○其山は宇遲山なり○垣は長く引延て垣の如く立隔つるを云○帷幕は和名抄に幄大帳也、和名阿計波利とあり○舍人は左右近く親く仕奉る者なり、名義は殿侍か書紀には帳内官者兵衛なども書り○吳床は上卷天若日千段に胡床とあると同物なり○船二者の者、字は記傳に亦、字を誤れるなるべしと云へり○佐那葛は和名抄に五味は云々和名佐彌加豆良とあり、五味は甚く滑のある物にて今も水に漬し置て梳るに用る物



なり、されば佐那は眞滑の省なるべく、佐泥と云も那米を切めて泥と云なるべし  
 ○簀椅は竹などを簀に編たるを打渡し置て船、中此方彼方と歩渡る使としたりる  
 物なるべし○賤人は下賤者を云なり○隠伏は他處に伏し置くよしに非ず兵士の装束を隠すを云、次なる衣、中服、鎧とある是なり○鎧は和名抄に鎧、甲也和與路比とあり、與呂布と云用言を体言になして、身を取りよらふ由の名なり○忿怒之  
 大猪は猛き猪のありしならむ、そを取りに來坐るさきに思をせむとてなり○令  
 傾、其船は一者などに豫て仰せ置て然か令、爲賜へるなり○浮出、隨水流下は沈み溺れず浮出て水に任せて流れつゝ、川下の方へ逃賜ふなり○知波夜夫流は宇遲の枕詞なり○宇遲能和多理は宇治の渡りになり○佐斗理は棹取になり、此句は結の許牟と云へ係れり○波夜祁牟比登斯は將、速人なり斯は助語なり、はやけむは早からむの意○和賀毛古は許牟は吾許所に來むなり、此句は契が御方に速き者あらば、吾許に助けに來るべしと詔へるかと云へる其意なるべし、棹取

にどは吾を乗すべき舟を設てと云むが如し○伏隠云々は宇治王の御方の兵士なり  
 ○彼廂此廂は上に其廂人とある處に云へるが如し○矢利而流は弓に矢を刺つがひて大山守命の流れて逃賜ふを射留めむとする狀を見せて追ひ流すなるべし○訶和羅之前は山城國綴喜郡にて、今河原村と云地なりと云へり○鉤は今世に鷹口など云物の類のさまなるべし○訶和羅鳴は甲に鉤の觸て鳴たる音を云なり○骨は古屍のことに通はし用るたりと神谷本には體に作る校訂本は之に双ふ今は古訓本に依る、大山守命の御なり○掛は搔の意なり○知波夜比登も宇遲の枕詞なり○和多理是は渡瀬になり、河にて彼方へ渡る處を云○多豆流は立るにて、渡瀬の邊の岸に、生立あるを云へり○阿豆佐由美は梓弓之、梓は相に似たる木にて弓を作るなり和名抄に之屬也和名阿豆佐とあり○麻由美は檀之、此木、弓を作るに良材なるを以て眞弓の木と云なり○伊岐良牟登は、伊は發語にて伐むとなり○許々呂波母閉杼は心者雖思なり○伊斗良牟登は伊は發語にて取むとなりと契圖は上



の伊岐良牟登は將射斬ムイキヲとは是は將射取コトにて取は殺すことなりと思ふに伊は射なるべし○母登弊波は本方者なり○岐美キミ淤母比傳ヒトは君を思出オモヒダなり、君は應神天皇なるべし○須惠弊波は末方者なり○伊毛イモ淤母比傳ヒトは妹を思ひ出オモヒダなり契クハ云大山守命の同母妹に大原皇女コノノミコ田皇女タノミコあり、此皇女たちを勞り賜へるか若は此二人の皇女の内を太子の妃とし賜へるかと云へり○伊良那祁久イラナケは記傳に師説シヤクに苛無イラナにて利心トクココロもなしと云に同じかるべしと云れつゝ、まことに物の哀しくて心の打しをれたるにて万葉に思ひしなえ、又心もしぬになどあると同じさまにやあらむ云々どわり守部は苛痛イライタケと云ことにて苛々イライと心肝を刺サスが如く痛々イライしく思はしめすを云、其をナケクと云は寒く暑くを寒けく暑けくと云と同じくクを延てケクと云なればナケクはナクなり其ナクはタクにて痛のイを畧ハツるにそあると云るは、さる事ならむか○曾許爾淤母比傳ソノコノヒトは其に思ひ出オモヒダなり○加那志祁久カナシケは哀カサレけくなり○許々爾淤母比傳ヒトは此に思ひ出オモヒダなり、ソコもコも意は同じことなるをイラナケクとカナシケク

とを分て二に詔はむとて言を替てソコもとは詔へるなり○伊岐良受曾久流イキラズケルは伊は同く發語にて不伐ムキで來るなり、此も守部は不射放ムキぞくと云るかたならむ、來るは宇治より訶和羅前まで來るにて大山守命を宇治にて殺さむと思ひしかども、君の御事妹の事を思ひ出て、いらなく悲くて、殺しもやらで此處まで追流しつゝ來たりと云ことをかの川邊に立タる榎木エノキを得伐取ユキらずして來つるに譬へ給へるなり○阿豆佐由美アヅサユミ麻由美マユミは上に同じ再び云て結トるは古歌の常なり○那良山ナラヤマは此山の内何處に葬りしか詳ならず大和志に添上郡荒墳ツ云々相傳ツ大山守皇子オホノミコ、慕ヒとあれど此處は那良山と云べからず、那良の北方なる山にもあるべし○土形君ヒツカガキは遠江國城飼郡に土形郷あり此地に因れるか書紀にも大山守皇子、是土形君、榛原君は二族之始祖也とあり○幣岐君ヘキは和名抄に日置と書て比伎ヒキとも比於伎ヒオキとも云へど此記にヘキとあれば是を正しかるべし、さて此地名國々に多ければ何國と定め難けれと榛原土形みな遠江國なれば同く彼國ならむか同國城東郡に比木村と云



あり姓氏錄に日置、朝臣、應神天皇皇子大山守王之後也とあり○榛原君は遠江國に  
兼原郡兼原波以八良郷あり是より出たるか榛と兼とは同じくしては、ハリなるを、ハイ  
と云は後の音便なり

於是大雀命與宇遲能和紀郎子二柱各讓天下之間海人  
貢大贄爾兄辭令貢於弟弟辭令貢於兄相讓之  
間既經多日如此相讓非一二時故海人既疲往還而泣  
也故諺曰海人乎因已物而泣也然宇遲能和紀郎子者早  
崩故大命治天下也

各讓は互に譲りあひ給ふなり○兄は大雀命、弟は宇遲能和紀郎子なり○經多  
日は數多の日子を経しなり○海人乎は書紀に有海人耶とある是なり○因已物  
而は已か持居物の爲の意にて此のモノカラは常のナガラとは異にして物は已か物  
にてカラは因ての意なり、此諺は尋常には、已が無き物の欲くて得がたさにこそ

國王之主  
作主今  
校訂本二  
日輝之輝  
本輝之輝  
本輝之輝  
本輝之輝  
本輝之輝

泣ならひなるに此海人は已か有る物を人に獻ることの得かたさを愁泣は常のなら  
ひとは反さまなる事なる故に云るなり○然とは上の各讓を承て云るなり○早崩  
は書紀に太子曰我知不可奪兄王之志豈久生之煩天下手乃自死  
焉云々とあり是なり、さて記中崩と書るは天皇を除奉ては五瀬命、倭建命と此命  
どのみなるは此王も太子に坐て天津日嗣所知看べく定り坐るか故ならむ諸陵式に  
宇治葛菟道稚郎子、皇子、在山城國宇治郡云々とあり

又昔有新羅國王之子名謂天之日矛是人參渡來也所以  
參渡來者新羅國有一沼名謂阿具奴摩自阿下四此沼之邊一  
賤女晝寢於是日輝如虹指其陰上亦有一夫思異其  
狀恒伺其女人之行故是女人自其寢時妊身生赤玉  
爾其所伺一夫乞取其玉恒裏著腰此人營田於山谷之



國王之國諸本  
二脱入且王字  
主二作今延  
本古訓本校訂  
本二從フ  
王字下此ニ效

間故耕人等之飲食負一牛而入山谷之中遇其國王  
之子天之日子爾問其人曰何汝飲食負牛入山谷汝必  
殺食是牛即捕其人將入獄囚其人答曰吾非殺牛  
唯送田人之食耳然猶不赦爾解其腰之玉幣其國王之  
子故赦其二夫將來其玉置於床邊即化美麗孃子仍婚  
爲嫡妻爾其孃子常設種種之珍味恒食其夫故其國王  
之子心奢買妻其女人言凡吾者非應爲汝妻之女將行吾  
祖之國即竊乘小船逃遁渡來留于難波此三者坐難波者比賣基曾社一即阿加流賣一神者也

又昔の又は上はありし一件毎の初にある又と同例なり、昔は此御代より前なる由  
なり、其は何れの御代と云事は傳の詳ならざる故に泛く昔と云るなり、書料には垂  
仁の三年に記されたるも同道間守は天日矛の玄孫なれば其れより往昔の事と聞

えたり、然るを本記に、此處に記せるは此御代に外國の人々多く參來つる事あるを  
以て序に記せしなるべし○新羅國王は上に出つ、此王の始は姓氏錄に新羅  
波淤武鷗草葺不合尊男、稻飯命之後也、是於新羅國即爲國主云々とあり  
此記上卷に御毛沼命者、踏波穗渡坐于常世國とあると合せて思ふに、御毛  
沼命新羅國に渡坐て始て其王と爲坐りしなり、姓氏錄に稻飯命とあるは御兄弟の  
間の傳の混れたるなり○天之日矛は皇國にて稱へたる名なるべし○參渡來のケリ  
は來而有と云意の古言なり○阿具奴摩の奴摩は此國の言以て云るなり、アケナレ  
河と云類ひなり○一賤女は或賤女なり○虹は和名抄に虹和名爾之とあり有一賤  
夫は或賤夫なり○其狀は日光の陰上を刺たる狀なり○獄囚は人屋の謂なり、屋は  
みな人の住物なるに、別て如此名くるは、物を入るゝ如くに人を籠置屋なるを  
以てなり、櫓と云と例なり○幣は昔紀垂仁卷に神幣仁德卷に爲幣天武卷  
に棒幣推古卷に幣物などあり、さてもととはマヒなるをマヒナヒ、マヒナフと云



はトをウヲナヒ、商をアキナヒなど云フたぐひなり。○心奢のオグルは大なるの  
 意を聞ゆ廣くなるを廣とると云に同じ。○昔は卑めて無禮に物言なり。○吾之國は  
 父の國にて皇國を指て云るなり其由は此娘子は彼賤女を日光の刺たるより妊て生  
 ればなり。○比賣基曾社は神名帳に攝津國東生郡比賣許曾神社と見えたり、此祭神  
 を四時祭式臨時祭式に下照比賣とあるは即ち彼新羅國より來り坐る娘子を祠れる  
 號なり、此を神代卷なる下照比賣と混ひたる説は非なり。○阿加流比賣神は比賣基  
 曾社の神號なり、比賣基曾は社の號なり名義は彼玉の明に依れるなるへし、下照  
 比賣と云も同じ意なるべし。

於是天之日矛聞其妻遁、乃追渡來將到難波之間、其渡  
 之神塞以不入、故更還泊多遲摩國、即留其國而娶多遲摩  
 之俣尾之女王名前津見生子多遲摩母呂須玖、此之子多遲  
 麻斐泥、此之子多遲摩比那良岐、此之子多遲麻毛理、次多

遲麻比多訶次清日子、此清日子娶當上之咩斐生子酢  
 鹿之諸男、次妹菅竈上由良度美、此四字故上云多遲比多  
 訶娶其姪由良度美生子葛城之高額比賣命、此者息長帶比賣命之御祖

追渡來は慕ひて尋求來る由之。○將到難波はかの娘子の難波に留れるこ  
 とを道などにて聞て來りしなるべし。○塞は入れざるを云ふ、此は渡之神彼娘子  
 を防護てなるべし。○多遲摩は但馬なり。○俣尾は全男の義ならむ。○前津見の名義は  
 幸之耳か書紀には父前津耳、女麻拖鳥にて反さまなり、傳の異なるか但し幸之  
 耳は女名にはめつらし書紀の方正しからむか。○多遲摩母呂須玖は書紀には但馬  
 諸助とあり、神名帳に但馬國出石郡諸杉神社あり、此人を祭ると云ふ。○多遲摩  
 比泥の比は靈か泥は例の稱名なり書紀には此人無し。○多遲摩比那良岐の比は靈か  
 岐は君と、書紀には此人諸助の子とす。○多遲摩毛理の名義は守かなるべし、書



紀には此人清彦の子とせり○多遲摩比多訶は名義日高か靈高なるべし、書紀には此人無し○清日子は名義字の如し、書紀には天日槍之曾孫清彦と見えたり、此記玄孫なるは書紀には比泥一世なければなり○註に柱は比那良岐の子なり○當摩之咩斐、當摩は地名なり、倭ならむか、書紀に清日子は京に召れて倭にも居住たりげに見ゆればなり○酢鹿之諸男は鹿は地名にて、神名帳に但馬國二方郡須加神社ある此地なり、次なる菅も是なり、諸は母呂須玖の母呂と同じかるべく男は字の如し○菅竈上由良度美は竈も地名なるべし、此字の下に上聲附たるは菅と竈とは別なるが故にスガカマと引連けてはよまず菅と讀て竈由良度美と訓べき由なり、由良も本は地名に因れる名か度美は女名に多き度賣斗辨などと通ひて同きか○姪は和名抄に兄弟之女爲姪云々和名米比とあり○葛城之高額比賣命は上開化に出たり○息長帶比賣命之御祖は御母を申すなり

故其天之日矛持渡來物者玉津寶云而珠二貫又振浪比

禮比禮二字以切浪比禮振風比禮切風比禮又奥津鏡邊津鏡并八種也此者伊豆志之八前大神也

玉津寶とは貴く美き寶と云ことにて八種を總て云るなり、タマはすべて何物にまれ、貴く美き物を贊美たる稱なり○珠二貫は珠の數多きを緒に貫たる一貫なり○又は八種の内にて類を分たる言なり、次なるも同じ○振浪比禮は浪を振とは浪を起すを云比禮の事は上卷に云へり○切浪は浪を絶止るなり○振風は風を起すなり○切風は風を止るなり○奥津鏡邊津鏡は海中より出たる寶鏡か若くは海上にて用ゐる徳用に依て奥邊の名に負たるなるべし○伊豆志之八前大神は和名抄に但馬國出石伊豆志郡出石郷とある是なり、名義は此地の山より異き石の出ると云は、其由あるべし、大神は神名帳に但馬國出石郡伊豆志坐神社八座とある是なり

故茲神之女名伊豆志一登賣神坐也故八十神雖欲得是



伊豆志登賣皆不得婚於是有一神兄號秋山之下冰壯夫弟名春山之霞壯夫故其兄謂其弟吾雖乞伊豆志登賣不得婚汝得此孃子乎答曰易得也爾其兄曰若汝有得此子者避上下衣服量身高而釀酒亦山河之物悉備設爲宇禮豆玖云爾爾其弟如兄言具白其母即其母取布遲葛而宿之間織縫及查亦作弓矢令服其一二等令取其矢遣其子之家者其服及一矢悉成藤花於是其春山之霞壯夫以其矢繫子之廁爾伊豆志登賣思異其花將來之時立其子之後入其屋即婚故生一子也爾白其兄曰吾者得伊豆志登賣於是其兄一憐弟之婚以不償其宇禮豆玖之物爾愁

島ノ下之一ノ  
二ノ字ノ田本ノ  
訓本ノ字アリ  
諸本ノ字アリ  
テ一ノ字アリ  
亦其傍ニ一字  
アリ校訂本之  
加ヘテ訂本之  
ト云フニ從フ

白其母之時御祖答曰我御世之事能許曾神習又宇都志岐青人草習乎不償其物其兄子乃取其伊志河之河島之一節竹而作八目之荒籠取其河石合壩而置其竹葉令詛言如此竹葉青如此竹葉萎而青萎又如此壩之盈乾而盈乾又如此石之沈而沈而臥如此令詛置於烟上是以其兄八年之間干病枯故其兄患泣請其御祖者即令返其詛戸於是其身如本以安平也

此音神二禮豆玖之目本者也

茲神と以上の伊豆志大神を指て云り○伊豆志登賣神は上の出石の地名に依れるなり○八十神とは多くの神等を云○秋山之下冰壯夫の名義秋山は秋の事なり、下氷は借字にて諸木の變紅したる秋山の色を云ふ、此言の本の意は朝備と云言にて秋山の色葉赤に丹穩へるが赤根とす朝の天の如くなる由にて其色の美麗さを稱



へたる名なり○春山之霞壯夫は春山の和に霞みたるけしきの美麗さを以て稱へたる名なり○雖乞は戀れどもなり○上下衣服は上とは狩衣、直垂、素襖など上に着る服を云、下とは袴を云へり○避は已か服たるを脱避て弟に與へ浪さむとなり○身高は高さ云意なり、竹も長高く立のふる物たる故の名なり○醸酒は醸は酒を醸む加米なり、酒を醸にかむは常の事なるに殊更にかく云る所以は身の高を量りて其高はどの大なる醸に酒を醸みて弟に與へむとなり○山河之物は山野河海より出る種々の物なり、野と海を言はざるは野を山に海を河にこめて省けるなり○宇禮豆玖の宇禮は慷慨にて、即ち下文に其慷慨とある是あり、豆玖は賭豆玖なり、契沖は豆玖は都具能比の略語なりと云るは然るべし俗にカヅク錢金ツクなど云は皆この意の轉化なり、さて此は此嬢子を弟の易く得てむと云るを慨憤てする豆玖にて、汝若し嬢子を得たらむには、上件の賭物を汝に與ふべし若し又汝得ずば上件の如き賭物を、吾に與ふべしとなるべし標註には宇禮は心にて豆

玖は價なりと云へり○其母は弟の母なり父は異腹ならむ○布遲葛は藤の葛なり○極は袴なり○襪沓は字鏡に襪襪也志太久豆と見ゆ、沓は襪なるを偏を省けるなり和名抄に久豆とあり、さてこは凡て身に服る物等をこめたるなるべし○令取は執持しむるなり○成は代なり○思異は藤花のあるべき時にもあらず厠中にあるべきものにもあらずればなり○立其嬢子之後云々は、衣袴沓など、皆藤花になれれば身は其に隠れて見えず、たゞ藤花のみなる如く見ゆる故に嬢子の心に人ありて後に立て來るとは知らざりしなり○價はツグノフにてツグは給なるべくノフは附云辭にてト、ノフなどの類のノフなり○御祖は母なり○我と云り○能許曾は余久云々せよなと常に云ふヨクなり許曾は辭なり○宇都志岐青人草は現しき青人草にて上巻に出つ○不償は違約して與へぬなり、此語は神は直ければ契約を違ふることなきを其には習はずして青人草の直からざるに習



ひて契約を違へたるを恨みたるなり○其伊豆志河の其とは其地なるを云ふが如し  
 川は今も伊豆志川と云川なり○一節竹は竹は節と節との間を興と云ふより通はし  
 て節をも余と云へり、さて一節は竹の布志なるを云なるべし○八目之荒籠は目の  
 荒さ籠なり、書紀神代卷に大目籠籠と云名の見ゆれば八字は大を誤れるには非  
 るか○合鹽は鹽にアハせてなり、アハはアハセの切りなり○其竹葉は荒籠に作  
 れぬ竹の葉なり○青は青くなることにて竹葉はもとより青さのものなれば云ふに  
 及ざるが如くなれどシボムに對して云ふなり○如<sub>ニ</sub>此鹽之盈乾<sub>一</sub>の塩の潮のこと  
 にて塩とは同じ物ならされども鹽も潮の成れる物なれば相通はして云ふ次の盈塩  
 は乾に用ゐりて盈には用なきを上の青葵と同じ例之○如<sub>ニ</sub>此石之沈<sub>一</sub>は是まで詛言  
 なり○烟<sub>上</sub>は竈の上の方の烟の昇る高さ處を云なるべし○干<sub>萎</sub>病枯は詛の  
 驗なり、枯字は記傳に臥を誤れるには非るかど枯にても聞えざるにはあらざる  
 べし、標註には枯とは此<sub>三</sub>を惣へたるなりと云へり○詛戸の戸は其物を指て云

りと開ゆ○言本は事本にて世間に神宇禮豆玖とて爲る事あるは、上件の故事を其  
 言の起本なるを云なり

又此品陀<sub>天皇</sub>之御子、若野毛<sub>二</sub>俣王<sub>一</sub>、娶其母弟百師木  
 伊呂辨<sub>亦</sub>名弟日賣真若比賣命、生子大郎子<sub>亦</sub>名意富富  
 杼王<sub>次</sub>忍坂之大中津比賣命、次田井之中比賣、次田宮之  
 中比賣、次藤原之琴節郎女、次取上賣王、次沙彌王<sub>七</sub>、故意  
 富富杼王者、三國若波多若息長若坂田酒人若山又根鳥王<sub>娶</sub>庶妹  
 三腹郎女、生子中日子王、次伊和島王<sub>二</sub>、又堅石王之子者、  
 久奴王也、

若野毛<sub>二</sub>俣王<sub>一</sub>の野字上に沼とあると同じ○母弟は御母は息長真若中比賣の弟にて



御姨なり○百師木伊呂辨、亦名弟日賣真若比賣命は上ノ段に弟比賣と出たり、百師木は百石城の意なり、伊呂は愛親む詞にて上に云り、辨は某刀辨など云女名多かる、其辨と同じ女の轉之○意富宮村、王の義は大大村ならむ大村は地名なるか近江國高島郡に大處郷あり○忍坂之大中津比賣命は忍坂は倭國城上郡の地名なり上に此天皇の御子と出たるは紛れたるなるべし、此比賣命は允恭天皇の皇后にて彼御段に見ゆ○田井之中比賣の田井は地名なり、河内國志紀郡に田井郷あり此か中ッは字の通りなるべし○田宮、中比賣の田宮は河内國交野郡に田宮郷あり此に因るか○藤原之琴節郎女の藤原は大和國高市郡に大原村あり是なるべし、彼万葉一に天武天皇の藤原夫人に賜へりし御歌に大原乃云々とあるは此處なり、夫人は鎌足の御女にて鎌足大臣の本居は此大原なる故に藤原と云姓は賜はりしなり、琴節は上に出たり、此比賣は應神の妃迦具瀧比賣の腹の御子五柱の中なる登富志郎女は此比賣の紛れたるなり、又彼衣通姫も此郎女の事なるべく思ふ云

々と記傳に云へり○取上賣王の取の下に上聲を注したるは鳥の如くよめとなり、鳥は地名か大和國葛上郡に上鳥郷下鳥郷あり賣は女なり○沙彌王の彌字は記傳に彌の誤ならむかと若し彌ならば式に近江國伊香郡佐味神社あり又大和國十市郡に佐味村あり此等に依れるか○三國君は地名に因れり越前國坂井郡に三國港あり神名帳に同郡三國神社もあり此なり○波多君も地名に依るべけれど此地名國々に多ければ定め難し、姓氏錄に入多真人、出自謚應神天皇、皇子稚野毛二俣王也とあり○息長、君は諸陵式に、息長墓、在近江國坂田郡と見ゆ、此地に因れるか○阪田酒人君は記傳に坂の下に君字あるは君坂なるを下上に誤れるにて此君、字は上の息長の尸なり坂の下に田、字を脱せるなり云々故今改補へつさて坂田は和名抄に近江國坂田太郡これなり云々酒人も地名なり和名抄に攝津國東生郡酒人郷あり此か云々と見えたり、校訂本は坂田を長坂君に改む其頭注に曰く長坂君諸本在酒人君上作息長坂君、古訓本君作田、以酒田酒人君斷句、



非<sub>レ</sub>是今从<sub>二</sub>真本<sub>一</sub>とあり今何<sub>レ</sub>とも定め難し暫く記して参考とす○山道君は何國の地名なるか詳ならず肥後國合志郡に山道郷あれと真人の尸を賜へる姓には、さる遠國なるは見えざると記傳に云へり姓氏錄に山道真人、息長真人同祖、稚淳毛二侯王之後也とあり○筑紫之米多君は肥前國三根郡に米多郷なり是なり○布勢君も何<sub>レ</sub>國か詳ならず國々に布勢郷は見えたるも近江國伊香郡に布勢立石神社あり此地縁あるべきか○根鳥王、三腹郎女は共に上に出つ○中日子王は字の如く異なることなし○伊和島王の名義も地名ならむも今詳ならず○堅石王は筑前國穂波郡に堅磐郷あり此地に依れるなるべし○久奴王も地名ならむも詳ならず

凡<sub>ニ</sub>此品<sub>一</sub>天皇御年壹佰參拾歲御陵在<sub>二</sub>川内<sub>一</sub>貽賀之<sub>二</sub>伏岡<sub>一</sub>也

壹圓參拾歲は書紀に時年一百一十歳とあり仲哀の九年庚辰に生とあるに依れば四十一年庚午は百十一歳にて一年違へり或書に百十一歳と云るは此年數に合せて

云るなるべし、編年紀、水鏡、大日本史并に百十一歳とす、舊印本、真本又一木には此間に甲午年九月九日崩と云八字の細注あり、甲午年は書紀にて此天皇の五年また仁徳の廿二年に當れり月日も書紀と異なり校訂本は之を補ひたるも従ひがたし○川内惠賀は上の段に出たり○裳伏岡は諸陵式に河内國志紀郡とあり河内志に在<sub>二</sub>古市郡<sub>一</sub>譽田村、式屬志紀郡云々と見ゆ前皇廟陵記に、古市郡志紀郡階<sub>レ</sub>陵、接<sub>二</sub>郡界<sub>一</sub>故爲<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>志紀郡<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>古市郡<sub>一</sub>而已と見えたり、宮内省にての御定に古市郡譽田村とあれば、今は古市郡に屬るなるべし、

古事記中卷終

古事記通解第四卷終



20/10/30

明治三十二年十二月二十八日印刷  
明治三十二年十二月三十一日發行

定價金四拾錢

著作者 當山亮道  
東京市神田區仲猿樂町七番地

發行者 攷古社  
東京市牛込區津久戸前町三十番地

右代表者 久志本常懷  
東京市牛込區津久戸前町三十番地

印刷者 大石喜太郎  
東京市日本橋區三代町二十二番地

印刷所 明昇舍  
同所



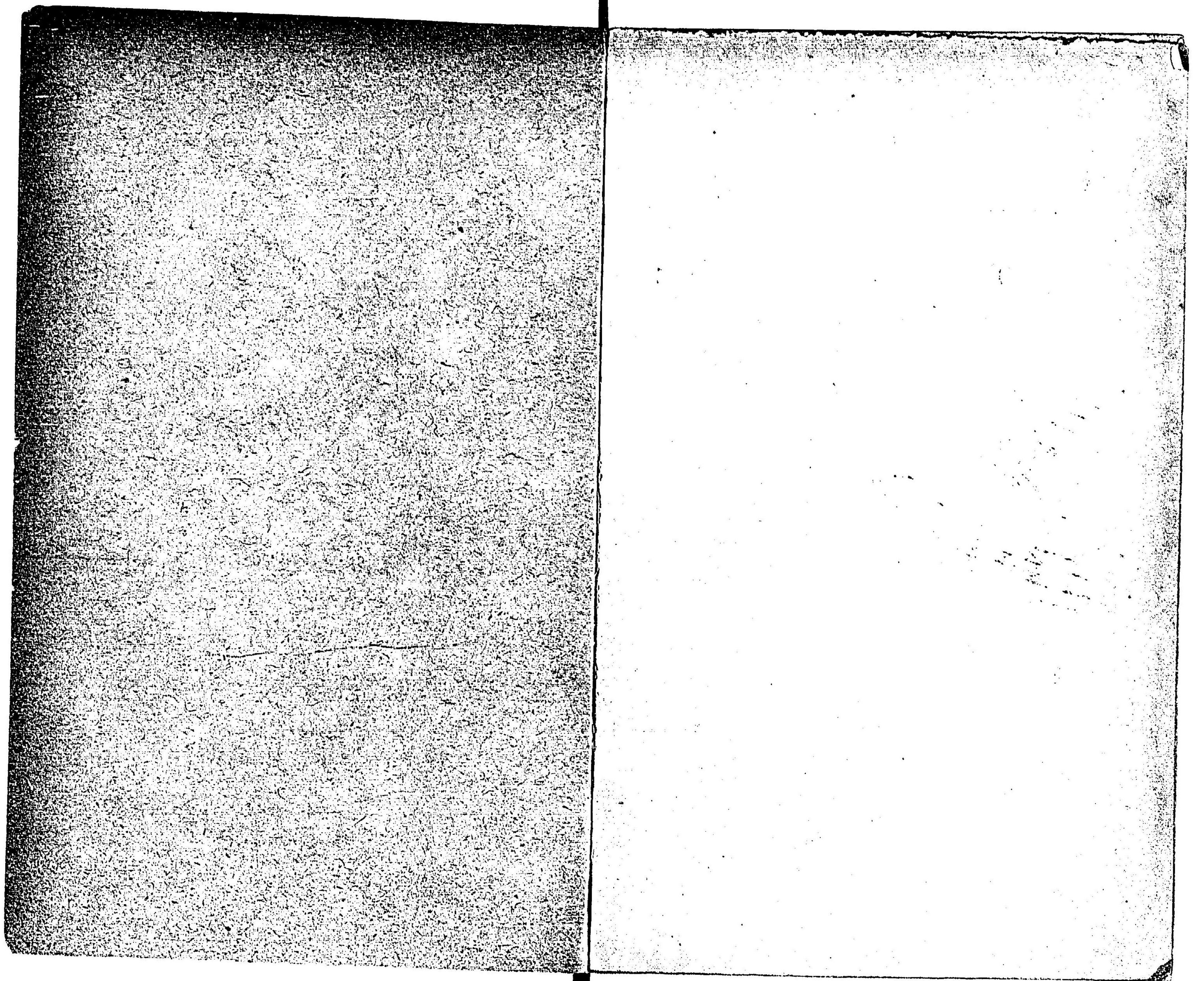
85
80

Vertical text on the right page, possibly bleed-through or a title.

Vertical text on the right page, possibly bleed-through or a title.

Vertical text on the right page, possibly bleed-through or a title.







85
3
80







001537-001-8

85-80

古事記通解

当山 亮道/著

M32

ACB-4032





